

各 位

平成 22 年 11 月 24 日

会 社 名 株 式 会 社 新 日 本 建 物 代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員 壽 松 木 康 晴 (JASDAQ・コード番号:8893) 問合せ先 執行役員 管理本部長兼グループ経営企画部長 佐 藤 啓 明 (TEL. (03)5962-0775)

第三者割当による普通株式、譲渡制限種類株式及び優先株式(取得価額修正条項付)の 発行に関するお知らせ

当社は、平成22年10月28日付「「事業再生計画案」策定に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、事業再生ADR手続(以下に定義いたします。)の中で事業再生計画案を策定し、関係者との間で協議を進めておりますが(なお、事業再生計画案につきましては、平成22年11月19日付「「事業再生計画案」の一部修正に関するお知らせ」に記載の有担保債権額、無担保債権額及び債権放棄額に係る修正がなされております。)、本日開催の取締役会において、下記①から③までの事項について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記①から③までのすべてについて、事業再生ADR手続における平成22年11月25日開催予定の第3回債権者会議において当社が策定する事業再生計画案が全対象債権者の合意により成立すること(以下「事業再生ADR手続の成立」といいます。)及び平成22年12月21日開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において特別決議により承認されること等を条件としております。

記

- ① 当社が、株式会社ジェイ・エス・ビー(以下「ジェイ・エス・ビー」といいます。)、株式会社東京ウエルズ(以下「東京ウエルズ」といいます。)、岡正人氏、株式会社アスク(以下「アスク」といいます。)、大西幸四郎氏、高橋直樹氏、株式会社アールホールディングス(以下「アールホールディングス」といいます。)、勝又英博氏、株式会社大勝(以下「大勝」といいます。)、タルヤ建設株式会社(以下「タルヤ建設」といいます。)、山﨑栄二氏、株式会社アコード・システム(以下「アコード・システム」といいます。)、今井義一氏、増田昭彦氏、株式会社向陽(以下「向陽」といいます。)、齋藤武氏及び種村良平氏に対して、それぞれ別紙1記載のとおり普通株式を発行すること。
- ② 当社が、当社代表取締役会長である村上三郎に対して、別紙2記載のとおり譲渡制限種類株式を発行すること。

③ 当社が、株式会社関西アーバン銀行、株式会社りそな銀行、株式会社武蔵野銀行及び株式会社東日本銀行に対して、これら金融機関の当社に対する金銭債権の現物出資による債務の株式化(いわゆるデット・エクイティ・スワップ。以下「DES」といいます。)により、それぞれ別紙3記載のとおり取得価額修正条項付の優先株式であるA種優先株式(以下「A種優先株式」といいます。)を発行すること。

1. 募集の概要

(1) 普通株式募集の概要

(1)音囲体八券集の似安	
(1) 発 行 期 日 平成	22 年 12 月 22 日
(2) 発行新株式数 53,0	00,000 株
(3) 発 行 価 額 1株	につき 20 円
(4) 払込金額の総額 1,06	0,000,000 円
(5) 募集又は割当方法 第三	者割当の方法による。
(割当先)株	式会社ジェイ・エス・ビー 15,000,000 株
株	式会社東京ウエルズ 10,000,000 株
岡_	E人 6,500,000 株
株	式会社アスク 5,000,000 株
大i	西幸四郎 2,500,000 株
高相	喬直樹 2,000,000 株
株	式会社アールホールディングス 1,500,000 株
勝	又英博 1,500,000 株
株	式会社大勝 1,500,000 株
У,	レヤ建設株式会社 1,500,000 株
ТŢŢ	6 第二 1,500,000 株
株	式会社アコード・システム 1,000,000 株
今	+義一 1,000,000 株
増	田昭彦 1,000,000 株
株	式会社向陽 500,000 株
齋	篆 武 500,000 株
種	付良平 500,000 株
(6) そ の 他 詳細	は別紙1をご参照下さい。

(2) 譲渡制限種類株式募集の概要

. , ,,,	(1)2(1)312(1)2/2(1)111 (2)3/2(1)	
(1)	発 行 期 日	平成 22 年 12 月 22 日
(2)	発行新株式数	877, 200 株
(3)	発 行 価 額	1 株につき 57 円
(4)	払込金額の総額	50, 000, 400 円
(5)	募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
	(割当先)	村上三郎 877, 200 株
(6)	そ の 他	譲渡制限が付されており、普通株式を対価とする取得請求権を内容と
		します。詳細は別紙2をご参照下さい。

(3) A種優先株式募集の概要

(1)	発 行	期日	平成 22 年 12 月 22 日	
(2)	発行新棋	未式 数	599 株	
(3)	発 行	価 額	1 株につき 1,000,000 円	
(4)	払込金額	の総額	599,000,000円(DESによるため金銭の払込みはなされませ	`ん。)
(5)	募集又は割	当方法	第三者割当の方法による。	
	(割当	先)	株式会社関西アーバン銀行	421 株
			株式会社りそな銀行	114 株
			株式会社武蔵野銀行	37 株
			株式会社東日本銀行	27 株
(6)	そ の	他	無議決権優先株式であり、普通株式を対価とする取得請求権、	普通株
			式を対価とする取得条項、金銭を対価とする取得条項をその内	容とし
			ます。詳細は別紙3をご参照下さい。	

(注) A種優先株式については、出資の目的とする財産は不動産担保等により保全されていない当社 に対する無担保債権部分の一部ですが、会社法に基づいて必要な具体的な債権の特定については、本臨時株主総会後に開催される取締役会において決議される予定です(詳細は、決定次第別途お 知らせいたします。)。

2. 募集の目的及び理由

当社は、昭和50年4月、戸建住宅販売会社として創業し、以来、首都圏の1都3県におけるマンション・戸建住宅の開発・分譲事業、都心部における投資ファンド向けの投資物件や他マンション開発会社向けのマンション用地等の開発・販売事業を主な事業内容として事業規模を拡大してまいりました。

しかしながら、サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱を受け、不動産・住宅業界においても、金融市場の信用収縮の問題が不動産市場に深刻な影響を及ぼすとともに、景況感の悪化に伴う消費者購入マインドの低迷等により、不動産価格が急激に下落いたしました。そのため、当社グループを取り巻く環境は非常に厳しい状況で推移し、市況悪化による売上高の減少とたな卸資産評価損の原価計上に加え、プロジェクト中止損失、固定資産の減損損失の計上等による特別損失が発生したことなどにより、当社グループは平成21年3月期には連結ベースで189億9百万円の当期純損失を計上し、資金繰りも急激に悪化いたしました。

このような事業環境のもと、当社グループにおいては、グループ全体の経営基盤を強化し、不動産業界内で確実に勝ち残っていくための取り組みとして、平成21年2月より、「経営基盤強化プロジェクト」を開始いたしました。当社グループとしての事業ポートフォリオを見直し、流動化事業における投資用不動産の開発事業のウェートを縮小する方針とし、保有不動産について早期売却による資金化を実施していくことにより、収益性の維持と早期資金回収による財務基盤の安定化に努めるとともに、新規事業として、これまで培ってきたマンション販売事業のノウハウを活かし、当社グループの総力を結集して「マンション買取再販事業」の推進を図り、特に競争優位性を持つ未完成マンションにおいては高い収益率を確保するなど、着実な事業実績の積み上げを図ってまいりました。

また、経営体質のスリム化にも取り組み、人件費について成果主義を徹底した報酬体系への見直しを進めたほか、グループ各社の管理部門を統合することにより事務所賃料等を削減するなどの大幅なコスト削減及び長期停滞中の既存プロジェクトについて物件売却をおこなうなど資産・負債の圧縮による財務体質の改善等の自助努力を行い、流動化事業、マンション販売事業、戸建販売事業において営業黒字を達成するなど損益の改善を図ってまいりましたが、全社費用等を補うまでには至らなかったほか、前渡金評価損、貸倒引当金繰入額の計上等による特別損失の発生などにより、平成22年3月期においてもなお連結ベースで24億10百万円の当期純損失を計上しており、依然として厳しい事業環境が続く中、当社グループにおける経営状況の抜本的な改善には至らず、平成23年3月期第2四半期連結累計期間において36億78百万円の四半期純損失を計上し、当該期間末において債務超過となりました。

このような状況を踏まえ、当社は、平成22年9月3日に、今後の当社グループ事業の再構築に向けた 強固な収益体質の確立と抜本的な財務体質の改善を図るため、「産業活力の再生及び産業活動の革新に 関する特別措置法」所定の特定認証紛争解決手続(以下「事業再生ADR手続」といいます。)の取扱 団体であり法務省及び経済産業省より認定を受けている事業再生実務家協会(以下「JATP」といい ます。)に対して、事業再生ADR手続にかかる利用申請を行いました。

当社は、事業再生ADR手続の中で、全対象債権者と協議を進めながら、事業再生ADR手続の手続 実施者であるJATPより公正中立な立場から調査・指導・助言をいただき、平成22年10月28日付 で事業再生計画案を策定いたしました。策定した事業再生計画案につきましては、平成22年11月19 日付で有担保債権額、無担保債権額及び債権放棄額に係る修正を加えたうえで、対象債権者にご検討い ただいております。

このように当社は、平成23年3月期第2四半期累計期間末において債務超過に陥っており、自己資本による資金調達が不可避であること、事業再生ADR手続における事業再生計画案の一環として、債務超過の解消による財務基盤の健全化を図るとともに、今後の当社の主力3事業の1つであるマンション買取再販事業における物件取得資金等を確保し、事業利益を積み上げながら財務基盤の健全化と強化を図り、競争力を強化していくことで、当社の企業価値の再生と向上を図るという目的を達成する必要があるところ、信用力の低下した当社が自己資本の強化なしに金融機関等からの新規融資のみにより事業を展開することは困難であるという当社の現状に鑑み、自己資本の充実及び早急な資金調達を実現するとともに当社の有利子負債を減少させて債務超過の解消を実現することが必要不可欠であると判断したことから、普通株式及び譲渡制限種類株式の第三者割当による資金調達並びにDESによるA種優先株式の発行を行うことといたしました。

当社が自己資本を強化し、かつマンション買取再販事業をはじめとする既存物件における建築費、販売手数料及び広告宣伝費並びにマンション買取再販事業における新規物件の取得資金これに係る仕入仲介手数料等及び建築費を調達するためには、株式の発行による資金調達が必要であることから、当社は、当社事業に深いご理解をいただいている当社株主及び取引先を中心とした上記 17 名に対して、第三者割当により普通株式を発行することといたしました。

また、当社の債務超過の状況につき、経営責任を明確にするため、当社代表取締役会長である村上三郎に対して、時価を基準とした払込金額により、譲渡制限が付され、かつ払込期日より1年間は普通株式に転換ができない譲渡制限種類株式を、第三者割当の方法により発行することといたしました。なお当社は、事業再生ADR手続の中で、事業再生計画案を策定するに際し、株主責任及び経営責任の一環

として、当社の大株主であり、また経営者でもある村上三郎及び村上三郎が支配権を有する株式会社ハイビレッジとの間で、両者が保有する当社普通株式のすべて(それぞれ4,337,900 株及び1,700,000 株)を当社に対し無償譲渡することにつき合意しております。なお、当社は、筆頭株主である株式会社コロンブス、当社代表取締役社長である壽松木康晴、当社専務取締役である池田友彦、当社常勤監査役である山田孝雄及び当社社外監査役である富永達也との間でも、株式会社コロンブスについてはその保有する当社普通株式11,043,000 株のうち9,386,500 株を、壽松木康晴、池田友彦、山田孝雄及び富永達也についてはその保有する当社普通株式すべてを、それぞれ当社に対し無償譲渡することに合意しております。なお、無償譲渡により当社が取得した株式は、全て消却する予定です。

さらに、事業再生計画案において、当社が対象債権者に要請する金融支援の一環として、当社の債務 超過を解消して財務基盤を健全化するため、対象債権者が有する債権のうち、不動産担保等により保全 されていない無担保債権部分の一部について、DESにより、第三者割当によるA種優先株式の発行を 行うことといたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1)調達する資金の額(差引手取概算額)

<普通株式>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1, 060, 000, 000	38, 800, 000	1, 021, 200, 000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザリー費用34,000,000円、登記関係費用3,800,000円、調査費用及び発行に係る諸経費1,000,000円を予定しております。

<譲渡制限種類株式>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
50, 000, 400	200, 000	49, 800, 400

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関係費用 200,000 円を予定しております。

<A種優先株式>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)	
599, 000, 000	2, 100, 000	_	

- (注) 1. なお、A種優先株式発行は当社に対する金銭債権599,000,000円のDESによるものであるため、発行日に払い込まれる金銭はなく、手取金もありません。
 - 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関係費用 2,100,000 円を予定しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

当社は、普通株式による第三者割当増資の手取概算額 1,021,200,000 円と譲渡制限種類株式による第三者割当増資の手取概算額 49,800,400 円を合わせた手取概算額合計 1,071,000,400 円について、下記のとおり充当する予定です。

資金使途	金額	支出予定時期
①既存物件の建築費、販売手数料及び広告宣伝費 (4物件)	279, 000, 000円	
(4初件) <内訳>		
マンション買取再販物件 ルネサンス戸塚テラス		
• 販売手数料	32,000,000円	平成22年12月~平成23年2月
• 広告宣伝費	88,000,000円	平成22年12月~平成23年2月
マンション買取再販物件 ルネサンスさがみ野		
・販売手数料	9,000,000円	平成22年12月~平成23年1月
・広告宣伝費	28,000,000円	平成22年12月~平成23年1月
マンシュン間が物化 エラホンフホ田原材料八国		
マンション開発物件 ルネサンス小田原城址公園 ・建築費	30, 000, 000円	平成22年12月
* 建杂貝	30,000,000円	平成22平12月
 マンション開発再開物件 上福岡Ⅱプロジェクト		
・建築費	92, 000, 000円	平成22年12月
②マンション買取再販事業における新規物件の取	792, 000, 400円	平成23年2月~平成23年7月
得資金並びにこれに係る仕入仲介手数料等及び		
建築費(注2)		

- (注) 1. 上記支出予定時期までの資金管理につきましては、銀行預金として管理する予定であります。
 - 2. 当社は、継続的な将来収益源泉の確保を確実に行っていくために、マンション買取再販事業をはじめとする既存プロジェクトへの資金投入を実施することとし、279,000,000円を

普通株式及び譲渡制限種類株式の発行により調達する資金から充当する予定です。また、当社は、平成22年10月28日付「「事業再生計画案」策定に関するお知らせ」及び平成22年11月19日付「「事業再生計画案」の一部修正に関するお知らせ」に記載のとおり事業再生ADR手続を進めております。当該手続において事業再生計画案を策定しており、事業再生計画案において、マンション買取再販事業における新規物件取得資金については、その約8割を既存金融機関等からの借入金で調達し、残額は自己資金を充当する計画となっております。かかる事業再生計画案に基づき、当社は、マンション買取再販事業において平成23年2月から平成23年7月までに120戸(4棟)程度の新規物件の取得を計画しております。当社は、かかる新規物件取得資金として約1,950,000,000円を見込んでおり、その2割の金額である390,000,000円並びにこれに係る仕入仲介手数料等として78,000,000円及び建築費として324,000,400円の合計792,000,400円を普通株式及び譲渡制限種類株式の発行により調達する資金から充当する予定です。

なお、A種優先株式の発行は、当社に対する金銭債権の現物出資によるDESによるものであるため、 事業再生計画案に基づき、発行期日である平成22年12月22日をもって、払込金額の総額と同額の 599,000,000円の当社債務が減少することになりますが、手取金はありません。

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社は、事業再生ADR手続における事業再構築の一環として、事業の選択と集中を進めてまいる所存であり、現在主力事業として推進しているマンション買取再販事業に加え、戸建販売事業、専有卸事業の主力3事業に集中して、効率的な資金配分及び厳格な予算管理のもとこれら3事業を鋭意推進してまいります。

当社は、継続的な将来収益源泉の確保を確実に行っていくために、マンション買取再販事業をはじめとする既存プロジェクトへの資金投入を実施することとし、平成22年12月から平成23年2月までの既存物件に係る建築費、販売手数料及び広告宣伝費として、279,000,000円を普通株式及び譲渡制限種類株式の発行により調達する資金から充当する予定です。また、事業再生計画案において、マンション買取再販事業における新規物件取得資金については、その約8割を既存金融機関等からの借入金で調達し、残額は自己資金を充当する計画となっております。かかる事業再生計画案に基づき、当社は、マンション買取再販事業において平成23年2月から平成23年7月までに120戸(4棟)程度の新規物件の取得を計画しております。当社は、かかる新規物件取得資金として約1,950,000,000円を見込んでおり、その2割の金額である390,000,000円並びにこれに係る仕入仲介手数料等として78,000,000円及び建築費として324,000,400円の合計792,000,400円を普通株式及び譲渡制限種類株式の発行により調達する資金から充当する予定です。

これらの資金の充当により、当社は、事業利益を積み上げながら財務基盤の健全化と強化を図り、競争力を強化していくことで、当社の企業価値の再生と向上に努めてまいります。

また、A種優先株式発行は、事業再生計画の一環として、当社の債務超過を解消して、財務基盤を健全化するために行われるもので、当社事業再生に向けて必要不可欠なものであります。

したがって、上記の資金使途は当社にとって合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

<普通株式>

第三者割当により発行される普通株式の払込金額は、1株につき20円であり、直近の市場価格として当社の株式の価値を公正に反映していると判断される第三者割当に関する取締役会決議の直前営業日(平成22年11月22日)の株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)における当社普通株式の終値(57円)(以下「普通株式の時価」といいます。)に約35.09%を乗じた金額です。参考までに、第三者割当により発行される普通株式の払込金額(20円)は、直前営業日から1ヶ月遡った期間の普通株式の終値の単純平均値(48円)に対し約58.33%のディスカウント、直前営業日から3ヶ月遡った期間の普通株式の終値の単純平均値(44円)に対し約54.55%のディスカウント、直前営業日から6ヶ月遡った期間の普通株式の終値の単純平均値(44円)に対し約54.55%のディスカウント、直

当社は、事業再生ADR手続の取扱団体であるJATPに対して、平成22年9月3日、事業再生ADR手続利用についての申請を行い、当該申請は同日受理され、同日付で、JATPとの連名で、全取引金融機関に対して「一時停止の通知書」(借入金元本と利息の返済一時停止等の通知書)を送付いたしました。その後、平成22年10月28日に第2回債権者会議を開催し、対象債権者に事業再生計画案の協議をしていただきました。そして、平成22年11月19日付で有担保債権額、無担保債権額及び債権放棄額に係る修正を加えたうえで、平成22年11月25日に開催予定の第3回債権者会議において、当該事業再生計画案のご承認をいただく予定です。

当社としては、かかる事業再生計画案を履行していくために、自己資本を強化し、かつ既存プロジェクトへの資金投入を実施するとともに、マンション買取再販事業における新規物件の取得資金並びにこれに係る仕入仲介手数料等及び建築費を調達する必要があります。しかしながら、上記のとおり当社は債務超過の状況にあり、経営が非常に厳しい状態にある中において、当社が外部から出資をいただくためには、事業再生計画案にご理解をいただきつつ、第三者割当により発行される普通株式の払込金額は普通株式の時価よりも相当程度低い金額とせざるを得ない状況であります。そして、普通株式の時価からのディスカウント率の決定に際しては、事業再生ADR手続中である当社の財務状況に鑑みれば、割当先にとって当社への出資にはリスクが伴うといわざるを得ず、かかる当社の現状を前提に外部から出資を募るためには払込金額について普通株式の時価よりも大幅なディスカウントが必要である一方、その割合が大きければ当社株式の希薄化規模が大きくなり、既存株主の皆様への影響もより大きくなることから、これらを総合的に勘案して割当先と協議を重ねた結果、普通株式の時価に約35.09%を乗じた金額である20円を第三者割当により発行される普通株式の払込金額といたしました。また、かかる払込金額は、日本証券業協会の定める第三者割当の取扱いに関する指針等に照らし、特に有利な金額に該当するものと判断されるため、第三者割当による普通株式の発行については、会社法の規定に従い、本臨時株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としております。

なお、第三者割当による普通株式の発行は、事業再生ADR手続が成立することを条件としております。

<譲渡制限種類株式>

第三者割当により発行される譲渡制限種類株式の払込金額は、1株につき 57 円であり、第三者割当に関する取締役会決議の直前営業日(平成 22 年 11 月 22 日)の大阪証券取引所における当社普通株式の終値と同額です。参考までに、第三者割当により発行される譲渡制限種類株式の払込金額 (57 円) は、直前営業日から 1 ヶ月遡った期間の普通株式の終値の単純平均値(48 円)に対し約 18.75%のプレミアム、直前営業日から 3 ヶ月遡った期間の普通株式の終値の単純平均値(44 円)に対し約 29.55%のプレミアム、直前営業日から 6 ヶ月遡った期間の普通株式の終値の単純平均値(43 円)に対して約 32.56%のプレミアムを有する金額となります

上記のとおり、当社は事業再生ADR手続の中で事業再生計画案を策定し、事業再生計画案では、対象債権者に対して金融支援を要請しております。

当社の経営成績は非常に厳しい状態にあり、また対象債権者に対して金融支援を要請する中、村上三郎に対しては、当社が債務超過に陥っている状況につき、経営責任を明確にするため、譲渡制限が付され、かつ払込期日から1年の間は普通株式への転換ができない譲渡制限種類株式を発行することとし、また払込金額は普通株式の時価と同額といたしました。

また、上記のとおり譲渡制限種類株式には譲渡制限が付され、かつ払込期日から1年間は普通株式に転換することはできません。また、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または当社の定款に別段の定めがある場合を除き、当該譲渡制限種類株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨を定款に定めており、第三者割当により発行される譲渡制限種類株式は普通株式に比べて権利が制限されております。かかる権利が制限された株式につき、普通株式の時価と同じ金額を払込金額としていることから、当社は、当該払込金額は特に有利な金額ではないと考えておりますが、客観的な市場価格のない種類株式の払込金額に関する判断であるため、念のため、第三者割当による譲渡制限種類株式の発行については、会社法の規定に従い、本臨時株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としております。

なお、第三者割当による譲渡制限種類株式の発行は、事業再生ADR手続が成立することを条件としております。

<A種優先株式>

A種優先株式には、いわゆる取得価額修正条項付取得請求権が付されておりますが、当社が上記取得請求権に取得価額修正条項を付したのは、A種優先株式の取得請求権の行使が可能となる時期を平成30年4月1日以降として設計しているところ、約8年後の当社普通株式の株価を予測することは困難であることから、取得請求を行う日の時価の90%に修正されるものとしたものです。

そのため、A種優先株式は取得価額修正条項が付されておりますが、事業再生ADR手続における事業再生計画の一環として、当社の債務超過を解消するという目的の下、株式の急激な希薄化を回避しつつ、割当先に同意いただけるDESを行うためには、取得価額修正条項を付してA種優先株式の発行を行うことが必要かつ適切なものと判断しております。当社は、A種優先株式について、第三者機関による評価額の算定は行っておりませんが、A種優先株式には転換請求時点の時価の90%相当額によって当社普通株式を取得できる旨の転換請求権が付されているため、A種優先株式の払込金額は特に有利な金

額に該当する可能性があります。そのため、第三者割当によるA種優先株式の発行については、会社法の規定に従い、本臨時株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としております。

なお、第三者割当によるA種優先株式の発行は、事業再生ADR手続が成立することを条件としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行する当社普通株式数及びこれに係る議決権数、第三者割当により発行する譲渡制限種類株式が当社普通株式に転換された場合に発行される当社普通株式数及びこれに係る議決権数、第三者割当により発行するA種優先株式が当社普通株式に転換された場合に発行される当社普通株式数及びこれに係る議決権数、並びにそれぞれの平成22年11月24日現在の当社普通株式61,347,686株及び議決権の総数613,457個に対する割合は、次のとおりとなります。

			平成 22 年 11 月 24
		転換後の	日現在の発行済株
株式の種類	発行する株式の数	普通株式の数/こ	式総数に対する割
		れに係る議決権数	合/総議決権数に
			対する割合
普通株式	53,000,000 株	53,000,000 株/	86. 39%/
百世怀八	33, 000, 000 👭	530,000 個	86. 40%
譲渡制限種類株式	877, 200 株	877, 200 株/	1.43%/
議後	877, 200 秋	8,772 個	1.43%
A種優先株式(注1)	599 株	23, 038, 459 株/	37. 55%/
A俚傻儿休八 (在1)	999 秋	230, 383 個	37. 55%
合計(注2)		76, 915, 659 株/	125. 38%/
百亩 (在2)	_	769, 155 個	125. 38%

- (注) 1. 下限取得価額26円を基準に計算した場合。当初取得価額52円を基準に計算した場合には、 A種優先株式の転換後の当社普通株式数11,519,228株及びこれに係る議決権数は115,191 個となり、平成22年11月24日現在の発行済株式総数に対する割合及び総議決権数に対する 割合は、それぞれ18.78%及び18.78%となります。
 - 2. A種優先株式について下限取得価額 26 円を基準に計算した場合。当初取得価額 52 円を基準に計算した場合には、3 種類の株式全ての当社普通株式へ転換後の当社普通株式総数は 65,396,428 株及びこれに係る議決権数は 653,963 個となり、平成 22 年 11 月 24 日現在の発行済株式総数に対する割合及び総議決権数に対する割合は、それぞれ 106.60%及び 106.60%となります。

しかしながら、当社といたしましては、以下の観点から発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断しております。

- ① 当社の普通株式の時価を勘案しつつ、自己資本の充実と事業資金の確保という目的を達成し、事業再生計画案の実施を可能とするためには大規模な第三者割当による増資を行う必要があり、仮にこれを行わなければ、事業再生ADR手続の成立は困難となること。
- ② 事業再生ADR手続の中で、当社が債務超過を解消し、今後安定した財務基盤のもと、事業を継続発展させていくためには、A種優先株式発行による財務基盤の健全化は必要不可欠なものであって、対象債権者の有する債権のうち、不動産担保等により保全されていない無担保債権部分の一部と同一の金額をA種優先株式の払込金額の総額としていること。
- ③ A種優先株式の内容である取得請求権の行使開始時期までの期間を長くすることにより当社普 通株式の急激な希薄化に配慮していること。
- ④ A種優先株式には、下限取得価額(当初取得価額の50%)を設定しており、当社普通株式の希薄 化を一定程度抑止することが可能な設計としていること。
- ⑤ A種優先株式には、金銭を対価とする取得条項が付されており、当社の判断により随時償還する ことが可能な設計としていること。

6. 割当先の選定理由等

(1)割当先の概要

<普通株式>

(平成22年10月31日現在)

		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *				
1	商号	株式会社ジェイ・エス・ビー				
2	割当株数	15,000,000 株				
3	払 込 金 額	300, 000, 000 円				
4	本店所在地	京都府京都市下京区因幡堂町 655 番地				
(5)	代表者の役職・氏名	代表取締役会長 岡 正人				
6	事 業 内 容	学生マンションの企画・運営・管理				
7	資本金の額	11 億 24 百万円				
8	設 立 年 月 日	平成2年7月27日				
9	発行済株式数	78,900 株				
10	事業年度の末日	10月31日				
(1)	従 業 員 数	322 名				
12	主要取引先	株式会社丸紅、伊藤忠商事株式会社				
(19)	株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、					
13	主要取引銀行	株式会社関西アーバン銀行				
		岡 正人	65. 52%			
<u>(14)</u>	大株主及び	大和企業投資株式会社	8.16%			
(14)	持 株 比 率	SMBCベンチャーキャピタル株式会社	8.06%			
		株式会社ジャフコ	5.83%			
15	当社との関係等					

1													
	資	本	関	係	該当事項はありません。								
	H .	引	目目	係	当社プロジェクトに係る販売広告を、割当先に委託した実績がありま								
	取	ケー	関	徐	す。								
	人	的	関	係	該当事項はありません。								
	関連	直当事	者への	の該	まいまではも からより								
	当	k	犬	況	該当事項はありません。								
16)	最近	[3年	間の経	営成	績及び財政状態(単位:	百万円)							
					平成 20 年 9 月期 平成 21 年 9 月期 平成 21 年 10 月								
純		資		産	3, 049	3, 239	3, 242						
総		資		産	33, 539	24, 128	24, 088						
1株	当たり	純資	産(日	円)	38, 644. 80	41, 059. 72	41, 090. 63						
売		上		高	24, 770	29, 823	1,662						
営	業	Ź	利	益	411	2,900	56						
経	常	Ź	利	益	380 2,497								
当	期	純	利	益	343 158 1								
1株当たり当期純利益(円)				(円)	4, 352. 87	2, 002. 57	21. 33						
1株当たり配当金(円)				円)	_								

(注) 平成21年10月期より、決算日を10月31日に変更しております。

(平成22年9月30日現在)

1	商号	株式会社東京ウエルズ				
2	割当株数	10, 000, 000 株				
3	払 込 金 額	200, 000, 000 円				
4	本 店 所 在 地	東京都大田区北馬込二丁目 28 番 1 号				
5	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 窪田 芳郎				
6	事 業 内 容	電子部品製造機器の省力化、設計、製造、販売				
7	資本金の額	2億4百万円				
8	設 立 年 月 日	昭和46年7月1日				
9	発行済株式数	102,000 株				
10	事業年度の末日	3月31日				
11)	従 業 員 数	165 名(連結)				
12	主要取引先	TDK株式会社、パナソニック株式会社、株式会社村田製作所				
13	主要取引銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行				
	十 卅 十 刄 癶	窪田 芳郎 33.06%				
14)	大株主及び持株比率	千葉 實 24.51%				
	持株比率	平川 文廣 24.51%				

(15)	当 社	ととの [関係等	取引関	年 11 月 24 日現在)。 引 関 係 該当事項はありません。				
				関連当事者	関連当事者へ の該当状況 該当事項はありません。				
16	最近	3年間の	り経営成	績及び財政状	態	(単位:	百万円)		
				平成 20 年	₹ 3,	月期	平成 21	年3月期	平成22年3月期
純		資	産		;	20, 224		20, 566	21, 196
総		資	産			22, 024		21, 218	23, 022
1 株	き当たり	純資産	(円)	198, 283			201, 629	207, 808	
売		上	高	16, 146			9,743	9, 843	
営	業	利	益			2, 341		557	1,065
経	常	利	益			2, 566	·	632	1, 208
当	期	純和	当 益			1,518		284	630
1株当たり当期純利益(円)						14, 891 2, 793		6, 178	
1株当たり配当金(円)						_	·		

(平成 22 年 11 月 24 日現在)

① 氏 名 岡 正人	
② 割 当 株 数 6,500,000 株	
③ 払 込 金 額 130,000,000円	
④ 住 所 京都府京都市北区	
当社は、当該個人が発行済株式の 65.52%を所有する株式会社ジェス・ビーに対し、当社プロジェクトに係る販売広告を委託したがあります。その他当社と当該個人(その近親者、当該個人及び近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含みますとの間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありませ	実績 その 。)

(平成22年9月30日現在)

1	商	号	株式会社アスク
2	割当	株 数	5,000,000 株
3	払 込	金 額	100, 000, 000 円
4	本 店 所	在地	東京都港区虎ノ門一丁目 17番1号
(5)	代表者の役	は職・氏名	代表取締役社長 松本 源治
6	事 業	内 容	マンションフロント (コンシェルジェ) サービス、マンションコミュ

			1 .		
			ニケーション(インタ	ーネット)サービス、ビ	ルメンテナンス及びフ
			アシリティサービス		
7	資本金	むの額	1億57百万円		
8	設 立 年	下 月 日	平成9年6月5日		
9	発 行 済	株式数	5,680 株		
10	事業年度	度の末日	2月末日		
11)	従業	員 数	2,508名		
12	主要用	页 引 先	三井不動産レジデンシ	ャル株式会社、野村不動	産株式会社、
12)	工 女 4		株式会社東急コミュニ	ティー	
13	主要取	引銀行	株式会社みずほ銀行、	株式会社三井住友銀行	
<u>(14)</u>	大株主	主及 び	株式会社シー・ヴイ・	エス・ベイエリア	58. 27%
(14)	持 株	比 率	齊藤 智夫		41.73%
15	当社との	り関係等			
	資 本	関 係	該当事項はありません。		
	取引	関係	当社プロジェクトに係	る広告宣伝業務を割当先	に委託した実績があり
	取引	関 係	ます。		
	人的	関 係	該当事項はありません。		
	関連当事	者への該	該当事項はありません。		
	当	犬 況	該当事項はめりません。		
16	最近3年間	間の経営成	- 績及び財政状態(単位:	百万円)	
			平成20年9月期	平成21年9月期	平成22年2月期
純	資	産	289	300	320
総	資	産	917	974	990
1 株 🗎	当たり純資	産(円)	50, 923	52, 875	56, 479
売	上	高	5, 224	5, 898	2, 400
営	業	利 益	△4	14	32
経	常和	利 益	4	22	35
当	期 純	利 益	1	11	20
1株当	首たり当期純	純利益(円)	220	2,056	3, 621
1 株 🗎	当たり配当	金 (円)			
				-	-

(注) 平成22年2月期より、決算日を2月末日に変更しております。

(平成 22 年 11 月 24 日現在)

1	氏			名	大西 幸四郎
2	割	当	株	数	2,500,000 株
3	払	込	金	額	50,000,000 円

4	住 所	東京都杉並区
		当該個人及び当該個人が代表取締役を務める株式会社トップアシスト
	上場会社と	は、当社の株式をそれぞれ 767,600 株及び 765,300 株保有しておりま
(5)	出場伝気に	す。その他当社と当該個人(その近親者、当該個人及びその近親者が
	ヨ 該 値 入 の 関 係	過半数所有している会社等並びにその子会社を含みます。)との間に
		は、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(平成 22 年 11 月 24 日現在)

1	氏			名	高橋 直樹
2	割	当	株	数	2,000,000 株
3	払	込	金	額	40,000,000 円
4	住 所			所	東京都世田谷区
					当該個人が代表取締役を務める株式会社アールホールディングスが当
	L	担之	<u>></u>	L	社普通株式 446, 100 株を保有しております。その他当社と当該個人(そ
5	上場会社と 当該個人の関係			の近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並び	
	⇒ ₽	グ 他 ノ	(V)	判 1 术	にその子会社を含みます。)との間には、記載すべき資本関係・人的
					関係・取引関係はありません。

(平成22年9月30日現在)

1)	商号	株式会社アールホールディングス
2	割当株数	1,500,000 株
3	払 込 金 額	30,000,000 円
4	本 店 所 在 地	東京都中央区銀座六丁目2番1号
5	代表者の役職・氏名	代表取締役 高橋 直樹
6	事 業 内 容	経営コンサルティング
7	資本金の額	9百万円
8	設 立 年 月 日	平成21年4月1日
9	発行済株式数	600 株
10	事業年度の末日	3月31日
11)	従 業 員 数	0名
12	主要取引先	株式会社ティンパンアレイ
13	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行
	大株主及び	高橋 直樹 50%
14)	持 株 比 率	高橋 佳子 48%
15	当社との関係等	
	資 本 関 係	当社の株式446,100株を保有しております(平成22年11月24日現在)。
		当社の株式446,100株を保有しております(平成22年11月24日現

	取	引	関	係	該当事項はありません。)		
	人	的	関	係	該当事項はありません。			
	関連	当事	者へ	の該	+火 +石は4 6 4 11 1			
	当	*	犬	況	該当事項はありません。			
100	最近	3年	間の紹	E営成	- 績及び財政状態(単位:	百万円) (平成 21 年 4	月設立のため1期分の	
16)	記載	とな	ります	_。)				
					_	_	平成22年3月期	
純		資		産	_	_	480	
総		資		産	_	_	573	
1 株 🗎	当たり	純資	産 (円)	_	_	801, 425	
売		上		高	_	_	464	
営	業	ź	削	益	_	_	285	
経	常	ź	削	益	_	_	587	
当	期	純	利	益			450	
1株当	1株当たり当期純利益(円)			(円)	_	_	751, 425	
1 株 🗎	1株当たり配当金(円)			円)	_	_		

(平成 22 年 11 月 24 日現在)

1	氏		名	勝又 英博
2	割当	株	数	1,500,000 株
3	払 込	金	額	30,000,000 円
4	住		所	東京都港区
(5)	上場。当該個	会 社		当社と当該個人(その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含みます。)との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

1	商号	株式会社大勝
2	割当株数	1,500,000 株
3	払 込 金 額	30,000,000 円
4	本 店 所 在 地	神奈川県横浜市西区平沼一丁目3番13号
5	代表者の役職・氏名	代表取締役 小勝 次郎
6	事 業 内 容	総合建設業
7	資本金の額	70 百万円
8	設 立 年 月 日	昭和 43 年 9 月 12 日
9	発行済株式数	140,000 株

10	事業年	三度のラ	末 日	8月31日			
11)	従 業	美 員	数	68名			
(12)	⑫ 主要取引先		防衛省、神奈川県、横渕	兵市、日神不動産株式会	社、		
(12)	工 女	双 刀	儿	株式会社タカラレーべい	/		
(13)	士 更	取引銀	1. 行	株式会社りそな銀行、核	株式会社横浜銀行、株式	会社新銀行東京、	
10	工 女	чх УГ ш	7 11	湘南信用金庫			
	十 烘	主及	び	小勝 進		71. 94%	
<u>(14)</u>	持格		率	小勝 祥子		13.60%	
	10 W	N PL	7	小勝 次郎		13. 36%	
15	当社と	の関係	系等				
	資 本	関	係	該当事項はありません。			
	取引	関	係	不動産売買取引がありる	ます。		
	人的	b 関	係	該当事項はありません。			
	関連当	事者への	の該	=4×10 ++===================================			
	当	状	況	該当事項はありません。			
16	最近3	年間の経	営成	績及び財政状態(単位:	百万円)		
				平成20年8月期	平成21年8月期	平成22年8月期	
純	資		産	1, 244	1,328	1, 511	
総	資		産	5, 363	7, 551	7, 140	
1株	当たり純	資産(円)	8, 890	9, 487	10, 798	
売	上		高	13, 804	8,741	11, 932	
営	業	利	益	556	357	355	
経	常	利	益	528	324	300	
当	期 純	利	益	55	86	190	
1株当	当たり当其	月純利益	(円)	393	621	1, 361	
1株	当たり配	当金(円)	25	50	100	

(平成22年9月30日現在)

1	商号	タルヤ建設株式会社
2	割 当 株 数	1,500,000 株
3	払 込 金 額	30,000,000円
4	本 店 所 在 地	群馬県富岡市富岡 2759 番地
5	代表者の役職・氏名	代表取締役 山田 浩
6	事 業 内 容	総合建設業
7	資本金の額	70 百万円
8	設 立 年 月 日	昭和 38 年 10 月 1 日

9	発 行 済	株式	じ 数	140, 000 株							
10	事業年	度のえ	末日	9月30日	9月30日						
(1)	従 業	員	数	40 名 (連結)	40 名(連結)						
12	主要	取 引	先	群馬県、株式会社IH	I エアロスペース、田中	貴金属工業株式会社					
13	主要取	3 引 釗	艮行	しののめ信用金庫							
				今井 義一		31.4%					
	大株:	主及	アド	山田 浩		11.4%					
14)	持株	ェ	率	山田 弥生		10.7%					
	1寸 1外		T'	岡野 雅二		8.1%					
				今井 清二郎		7.3%					
15	当社と	の関係	系等								
	資 本	関	係	該当事項はありません。							
	取 引	関	係	該当事項はありません。							
	人的	関	係	該当事項はありません。							
	関連当事	4者へ	の該	サルキではも 10 より)							
	当	状	況	該当事項はありません。							
16	最近3年	間の経	E 営成	績及び財政状態(単位:	百万円)						
				平成19年9月期	平成20年9月期	平成21年9月期					
純	資		産	461	460	465					
総	資		産	1,707	2, 148	2, 254					
1 株	当たり純資	産(円)	3, 293	3, 286	3, 325					
売	上		高	3, 553	5, 906	2, 953					
営	業	利	益	33	33 33						
経	常	利	益	65	31	27					
当	期 純	利	益	41	5	9					
1株当たり当期純利益(円)				293	36	69					
1 株	当たり配当	金(円)	15	_	_					

(平成 22 年 11 月 24 日現在)

1	氏		名	山﨑 栄二
2	割当	株	数	1,500,000 株
3	払 込	金	額	30,000,000 円
4	住		所	東京都世田谷区
(5)	上場会社と			当社と当該個人(その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含みます。)との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(平成22年9月30日現在)

1	 商		号	株式会社アコード・シン		700 22 平 9 万 30 口死任/				
2	 割 当	株		1,000,000 株						
3	<u> </u>	金	額	20,000,000円						
4	·	 听 在	地	東京都世田谷区三軒茶原						
5	代表者の			代表取締役 松藤 公						
6	事業	内	容	電子計算機に関する機	 器の販売及び利用技術の	開発、指導等				
7	資本	金の	額	20 百万円						
8	設 立 4	丰 月	日	昭和 55 年 10 月 1 日						
9	発 行 済	株式	数	40,000 株						
10	事業年月	度の末	₹目	3月31日						
(1)	従 業	員	数	14 名						
12	主要耳	取 引	先	株式会社コア						
13	主要取	引銀	行	株式会社三菱東京UF	J銀行					
<u>(14)</u>	大株三	主 及	び	株式会社コア		100%				
4.0	持株	比	率	/////////////////////////////////////		100 /0				
15	当社との	の関係	等							
	資 本	関	係	該当事項はありません。						
	取 引	関	係	該当事項はありません。						
	人的	関	係	該当事項はありません。						
	関連当事	者への	り該	まい 事項はも M ナル)						
	当	犬	況	該当事項はありません。						
16	最近3年	間の経	営成	績及び財政状態(単位:	百万円)					
				平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期				
純	資		産	260	278	228				
総	資		産	352	359	230				
1 株当	当たり純資	産(F	月)	6, 505	6, 956	5, 706				
売	上		高	459	468	1				
営		利	益	22	26	△6				
経	常	利	益	22	29	△5				
	期 純	利	益	12	18	△57				
-	もたり当期 約			309	451	△1, 439				
1 株当	当たり配当	金(F	月)	_	_	_				

(平成 22 年 11 月 24 日現在)

1	氏	名	今井 義一
2	割当株	数	1,000,000 株
3	払 込 金	額	20,000,000円
4	住	所	群馬県富岡市
(5)	上場会 3当該個人の	社 と 関係	当社と当該個人(その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含みます。)との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(平成 22 年 11 月 24 日現在)

1	氏			名	増田 昭彦
2	割	当	株	数	1,000,000 株
3	払	込	金	額	20, 000, 000 円
4	住			所	東京都練馬区
(5)	上当調		会 社		当社と当該個人(その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含みます。)との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(平成 22 年 10 月 30 日現在)

_			-	
1	商号	株式会社向陽		
2	割当株数	500,000 株		
3	払 込 金 額	10,000,000円		
4	本 店 所 在 地	東京都中野区中野五丁目 67番3号		
5	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 黒澤 功記		
6	事 業 内 容	測量及び事務代行		
7	資本金の額	30 百万円		
8	設 立 年 月 日	昭和53年6月6日		
9	発行済株式数	8, 100 株		
10	事業年度の末日	2月末日		
11)	従 業 員 数	27 名		
		株式会社大京、株式会社グローベルス、		
12	主要取引先	生和コーポレーション株式会社、中野区、		
		司法書士法人黒澤合同事務所		
(13)	· 一	株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、		
(19)	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
10	大株主及び	黒澤 功記 51.6	6%	
14)	持 株 比 率	黒澤 唯喜子 28.5	5%	

					有限会社ケーツーコン	サルティング	13.0%				
15	当者	上と	の関	係等							
	資	本	関	係	当社の株式 1, 220, 000 t 在)。	朱を保有しております (³	平成 22 年 11 月 24 日現				
	取	引	関	係	当社プロジェクトに係るす。	当社プロジェクトに係る測量業務を、割当先に委託した実績があり す。					
	人	的	関	係	該当事項はありません。						
	関連当		事者へ 状	の該況	該当事項はありません。						
16	最近	3年	間の網	経営成績	績及び財政状態 (単位:	百万円)					
					平成20年2月期	平成21年2月期	平成22年2月期				
純		資		産	1,706	1,709	1,610				
総		資		産	1, 765	1,765	1,652				
1 株	当たり	純資	産((円)	210, 673	211, 059	198, 795				
売		上		高	431	486	531				
営	業		利	益	△45	△15	△14				
経	常		利	益	8	32	37				
当	期	純	利	益	0	3	△99				
1株計	1株当たり当期純利益(円)				31	385	△12, 263				
1 株	1株当たり配当金(円)										

(平成 22 年 11 月 24 日現在)

1	氏			名	齋藤 武
2	割	当	株	数	500,000 株
3	払	込	金	額	10,000,000 円
4	住			所	千葉県船橋市
(5)	上均該		会 社		当該個人が取締役を務める株式会社セブンダイアモンドより、11億円の資金借入を行っております。その他当社と当該個人(その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含みます。)との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(平成 22 年 11 月 24 日現在)

1	氏			名	種村 良平
2	割	当	株	数	500,000 株
3	払	込	金	額	10,000,000 円

4	住 所	東京都世田谷区
	ト 場 会 社 と	当社と当該個人(その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有
(5)	当該個人の関係	当社と当該個人(その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含みます。)との間には、記載す
	日 該 個 八 の 角 係	べき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

②割当先の実態の確認

当社は、各割当先に対して、各割当先、その役員又は主要株主(以下「割当先関係者」といいます。)は暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないことについて質問し、関係ない旨の回答を書面で得ており、その旨の確認書を大阪証券取引所に提出しています。

また、当社は、各割当先関係者(割当予定先の親会社及び子会社を含みます。本段落において以下同じ。)が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び各割当先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否か、並びに、各割当予定先関係者について、詐欺、風説の流布、偽計、相場操縦、インサイダー取引等不適切な取引等に係る犯罪行為の犯歴があるか否かについて、第三者調査機関である株式会社 J P リサーチ&コンサルティング(住所:東京都港区)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、当該各割当先関係者が反社会的勢力である、又は、各割当先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はなく、また、各割当先関係者について、詐欺、風説の流布、偽計、相場操縦、インサイダー取引等不適切な取引等に係る犯罪行為の犯歴に係る報告はありませんでした。

さらに、当社においても、各割当先が暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び各割当先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、インターネット等の公に利用可能な手段や、新聞記事検索による調査を行い、当該調査の限り、当該各割当先が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。

なお、今回発行する普通株式の割当の払込資金を第三者からの融資等により調達する割当先について は、当該割当先に対して融資を行う者についても、上記と同様の確認を行っております。

<譲渡制限種類株式>

①割当先の概要

(平成22年11月24日現在)

1	氏	名	村上 三郎
2	割当株	数	877, 200 株
3	払 込 金	額	50, 000, 400 円
4	住	所	東京都武蔵野市
(E)	上場会	土と	当社代表取締役会長であり、当社普通株式 4,337,900 株を所有して
(5) \(\frac{1}{2}\)	当該個人の	関係	おります。

②割当先の実態の確認

割当先は、上場会社でありかつ宅地建物取引業法第2章の規定に基づき国土交通大臣の免許(国土交通大臣(4)第5335号)を受けて宅地建物取引業を営む当社の代表取締役会長であることから特定団体等と無関係であるものと判断しており、当社は、割当先に対して、割当先は反社会的勢力とは一切関係がないことについて質問し、関係ない旨の回答を書面で得ており、その旨の確認書を大阪証券取引所に提出しています。

< A種優先株式>

①割当先の概要

				()	<u> </u>		
1	商号	株式	会社関西アーバン銀行	2			
2	割当株数	421	株				
3	本 店 所 在 地	大阪	府大阪市中央区西心斎	橋一丁目2番4号			
4	代表者の役職・氏名	頭取					
(5)	事 業 内 容	銀行	` 業				
6	資本金の額	470	億 39 百万円				
7	設 立 年 月 日	大正	11年7月1日				
8	発 行 済 株 式 数	788,	543, 913 株				
9	事業年度の末日	3月	31 日				
10	従 業 員 数	2, 83	38 名(連結)				
11)	主要取引先	一般	顧客(個人及び事業法	(人)			
12	大株主及び持株比率	株式	会社三井住友銀行		52. 13%		
13	当社との関係等						
	資 本 関 係	当該	事項はありません。				
	取 引 関 係		:は割当先より 56 億8 F 11 月 24 日現在)	百万円の資金借入を行	っております。(平成		
	人 的 関 係	該当	i事項はありません。				
	関連当事者への該 当 状 況	該当	事項はありません。				
14	最近3年間の経営成績	責及び	財政状態(単位:百万	円)			
決	算	期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期		
連	結 純 資	産	114, 903	117, 217	142, 376		
連	結 総 資	産	3, 356, 395	3, 441, 245	4, 348, 213		
1 株	ミ当たり連結純資産(円)	212. 58	140. 52	103. 63		
連系	吉売上高 (経常収済	益)	112, 619	108, 796	99, 198		

連 結 経 常 利 益	18, 866	△37, 898	△39, 290
連 結 当 期 純 利 益	13, 055	△24, 963	△24, 125
1株当たり連結当期純利益(円)	27. 25	△52.11	△40. 18
1 株 当 た り 配当金(円)	5. 00	3. 00	3.00

1	商	号	株式	会社りそな銀行			
2	割当	株 数	114	114 株			
3	本 店 所	在 地	大阪	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号			
4	代表者の役職	哉・氏名	代表	代表取締役社長 岩田 直樹			
(5)	事 業 [为 容	銀行	銀行業			
6	資 本 金	の額	2, 79	99 億 28 百万円			
7	設 立 年	月 日	大正	7年5月15日			
8	発 行 済 株	式 数	73,0	011,653,024 株			
9	事業年度	の末日	3月	31 日			
10	従 業 」	員 数	9, 20	9, 203 名(連結)			
11)	主 要 取	引 先	一般	顧客(個人及び事業法	5人)		
12	大 株 主	及び	株式	:会社りそなホールディ	・ングス	100%	
	持株	比 率	p 100 V			20070	
13							
	資 本	関 係		事項はありません。			
					百万円の資金借入を行	テっております。(平	
			成 22 年 11 月 24 日現在)				
		関 係	該当	事項はありません。			
	関連当事		該当	事項はありません。			
<i>(1)</i>		伏 況	E T7 ~ 10		· m /		
14)	東近3年間の)栓'呂 灰顔	夏及い.	財政状態(単位:百万	円 <i>)</i>		
決	算		期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	
連	結 純	資	産	1, 200, 783	1, 051, 233	1, 206, 753	
連	結 総	資	産	26, 401, 292	25, 632, 126	26, 116, 814	
1 株	1 株当たり連結純資産(円)			△45. 82	△50. 61	△19. 58	
連結	連結売上高(経常収益)			748, 331	621, 158	575, 778	
連	結 経 常	常利	益	134, 178	34, 015	111, 035	
連	結 当 期	純 利	益	206, 759	87, 830	90, 999	
1 株	1株当たり連結当期純利益(円			5. 71	1. 68	1.86	
1 柞	朱 当 た り	配当金(円)	普通株式5.55	普通株式2.65	普通株式0.02	

乙種第一回優先株 乙種第一回優先株 己種第一回優先株 式6.36 式6.36 式18.50 戊種第一回優先株 戊種第一回優先株 第1種第一回優先 式14.38 式14.38 株式0.631 己種第一回優先株 己種第一回優先株 第2種第一回優先 式18.50 式18.50 株式0.631 第1種第一回優先 第1種第一回優先 第3種第一回優先 株式0.564 株式0.702 株式 0.631 第2種第一回優先 第2種第一回優先 株式0.564 株式0.702 第3種第一回優先 第3種第一回優先 株式 0.564 株式 0.702

					(+)	X 22 午 3 月 31 日 現住)		
1	商	号	株式	会社武蔵野銀行				
2	割 当 株	数	37 杉	37 株				
3	本店所在	ェ 地	埼玉	黒さいたま市大宮区桜	以木町一丁目 10 番地 8			
4	代表者の役職	• 氏名	取締	後頭取 加藤 喜久	雄			
(5)	事 業 内	容	銀行	業				
6	資本金の	り額	457	億 43 百万円				
7	設 立 年 月	月日	昭和	127年3月6日				
8	発 行 済 株	式 数	34, 4	455,456 株				
9	事業年度の	末日	3月	31 日				
10	従 業 員	数	2, 25	53 名 (連結)				
(1)	主要取引	爿 先	一般	震区 個人及び事業法	三人)			
12	大 株 主 及	え び	株式	·今社二業市市III I 组	1分	5. 27%		
	持 株 比	率	1/1/1/	株式会社三菱東京UFJ銀行 5.27%				
13)	当社との関	係 等						
	資 本 関	係	該当	事項はありません。				
	取引関係			当社は割当先より7億11百万円の資金借入を行っております。(平原				
	Д Л В	NN	22年11月24日現在)					
	人 的 関	係	該当	該当事項はありません。				
	関連当事者	$\sim \mathcal{O}$	該业	事項けありません				
	該 当 状	況	該当事項はありません。					
14)	最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:百万円)							
決	算		期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成 22 年 3 月期		
連	結 純	資	産	159, 826	147, 795	156, 687		
連	結 総	資	産	3, 418, 895	3, 442, 506	3, 571, 535		

1株当たり連結純資産(円)	4, 569. 76	4, 259. 85	4, 508. 54
連結売上高(経常収益)	89, 679	89, 062	85, 683
連 結 経 常 利 益	18, 087	△8, 012	6, 434
連 結 当 期 純 利 益	10, 822	△4, 397	3, 554
1株当たり連結当期純利益(円)	314. 59	△129. 04	104. 82
1 株 当 た り 配当金(円)	60	60	60

				, ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
1	商号	株式	株式会社東日本銀行				
2	割当株数	27 村	27 株				
3	本 店 所 在 地	東京	東京都中央区日本橋三丁目 11 番 2 号				
4	代表者の役職・氏名	取紹	取締役頭取 鏡味 徳房				
5	事 業 内 容	銀行	· 丁業				
6	資本金の額	383	億円				
7	設 立 年 月 日	大』	E 13 年 2 月 21 日				
8	発 行 済 株 式 数	194	, 673, 500 株				
9	事業年度の末日	3 月	31 日				
10	従 業 員 数	1, 4	10 名(連結)				
(1)	主要取引先	一般	と 顧客(個人及び事業法	(人)			
12)	大 株 主 及 ひ	<u>#</u> ==					
	持 株 比 率	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	株式会社三井住友銀行 7.65%				
13	当社との関係等						
	資 本 関 係	該当	該当事項はありません。				
	 取 引 関 係	当社	当社は割当先より 9 億 87 百万円の資金借入を行っております。(平成				
		22 년	22 年 11 月 24 日現在)				
	人 的 関 係	該当	事項はありません。				
	関連当事者への	季 次 山	4事項けありません				
	該 当 状 況 該当事項はありません。						
14)	最近3年間の経営成	績及ひ	財政状態(単位:百万	円)			
	決算期		平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期		
	連結純資産		107, 521	98, 386	105, 124		
	連結総資産		1, 811, 052	1, 781, 883	1, 776, 162		
	1株当たり連結純資産(円])	472. 31	423. 27	460. 25		
	連結売上高(経常収益)	48, 724	45, 263	42, 312		
	連結経常利益		11, 402	△15, 118	8, 443		
	連結当期純利益		6, 575	△9, 134	4, 611		

1株当たり連結当期純利益(円)	34. 46	△50. 74	23. 82
	普通株式 5.00	普通株式 3.00	普通株式 3.00
1 株 当 た り 配当金(円)	第一回優先株式	第一回優先株式	第一回優先株式
	22.00	22.00	22. 00

②割当先の実態の確認

当社は、当社の把握する限りにおいて、各割当先関係者は反社会的勢力とは一切関係がないことを確認する旨の確認書を大阪証券取引所に提出しています。

なお、A種優先株式の各割当先は、当社に貸付を行っている日本の金融庁の監督を受けている金融機関であることから、各割当先に関して特に調査を行っていないものの、特定団体等とは関係がないものと判断しております。

(2) 割当先を選定した理由

<普通株式>

当社は、事業再生ADR手続における事業再生計画の一環として、当社の債務超過を解消するととも に、今後の当社の主力3事業の1つであるマンション買取再販事業における物件取得資金等を確保し、 事業利益を積み上げながら財務基盤の健全化と強化を図り、競争力を強化していくことで、当社の企業 価値の再生と向上を図るため、第三者割当による普通株式の発行を実施することといたしました。第三 者割当による普通株式の発行は、事業再生ADR手続の中で行われることから、当社事業に深いご理解 をいただいている当社株主や取引先、及び今後の当社事業の発展への協力を期待できる投資者に対して 第三者割当による普通株式の発行を行うことを検討してまいりました。平成22年9月3日、当社は事 業再生ADR手続にかかる利用申請を行うに至り、当該事業再生ADR手続における事業再生計画の一 環として第三者割当による普通株式の発行を実施するにあたり、平成22年9月中旬頃より、当社代表 取締役社長の壽松木康晴は、当社株主、取引先、当社がエクイティ・ファイナンスに関するアドバイザ リー業務などを依頼している証券会社から紹介を受けた投資家、当社会長の知人、関係者等の複数の候 補先と面談し、当社の事業及び財務状況等の当社グループの置かれた状況を説明し、また、当社の今後 の事業の再生及び事業展開について話し合いを行うなど、当社普通株式を引受け、今後の当社事業の再 生に向けたご支援・ご協力をいただける割当先を探してまいりました。その後も、当社は候補先との面 談や交渉を進め、各候補先の当社の事業への理解、今後の協力関係の構築その他以下に記載の各種事情 を総合的に検討した結果、当社は、平成22年11月上旬頃、当社の従前の取引先、当社株主及び今後の 当社事業の発展への協力を期待できる投資者等を、当社が事業再生ADR手続における事業再生計画の 一環として第三者割当により発行する普通株式の割当先として選定する方針とし、当社は、平成22年 11月24日の取締役会において、当社の事業に深い理解をいただける割当先として以下の者を今回発行 する普通株式の割当先として選定することを決定いたしました。各割当先の選定理由については以下に 記載するとおりです。

ジェイ・エス・ビーは、学生マンションの企画・運営・管理を手掛けている会社で、当社プロジェクトに係る販売広告を委託した実績のある当社の取引先であり、同社代表取締役会長である岡正人氏は当社代表取締役会長の村上三郎の知己であります。事業再生ADR手続における事業再生計画の一環とし

て第三者割当による普通株式の発行を検討するに当たり、当社は、平成 22 年 10 月中旬頃、ジェイ・エ ス・ビー代表取締役会長の岡正人氏に対して、事業再生ADR手続の一環として事業再生計画案に基づ く当社の経営方針や今後の事業方針、それを実行していくためには、債務超過の解消による財務基盤の 健全化を図るとともに、今後の事業資金を確保する必要があるものの金融機関からの借入のみでは必要 額に達しないという当社の現状を説明し、増資の引受けの打診をいたしました。また、当社は、当社と アドバイザリー契約を締結しているエイチ・エス証券株式会社からも助言をいただき、ジェイ・エス・ ビーとの協議を進めてまいりました。その結果、同社より、当社の経営方針や当社グループが最も強み とする実需向け住宅分譲事業を軸とした今後の事業方針にご賛同をいただき、ジェイ・エス・ビーから は、同社が展開する学生マンションの企画・運営・管理事業と当社が展開する実需向け住宅分譲事業に おけるマンション開発おいて、両社が協力関係を構築することにより、当社の物件情報力と企画力を活 かして共同してマンション開発を行い、同社が当該物件の運営・管理を行うことで、同社における物件 仕入ルートの拡充とこれによる収益力の強化などの事業上のシナジーが見込めるとの判断から今回発 行する普通株式の割当を受けたいとの意向を示していただきました。当社としても、今後当社が展開す る実需向け住宅分譲事業と同社が展開する事業における協力関係の構築についても検討に値すること、 将来にわたる当社普通株式の安定的な保有が期待できることなどを総合的に検討した結果、当社は、平 成22年11月24日の取締役会において、同社を今回発行する普通株式の割当先として選定することを 決定いたしました。

東京ウエルズは、電子部品製造機器の省力化、設計、製造、販売を手掛けている会社であり、同社代表取締役社長の窪田芳郎氏は、当社代表取締役会長の村上三郎の知己でもあります。同社からは、平成21年10月21日を払込期日とする第三者割当による当社普通株式の発行に際して、当社の経営方針や当社グループが最も強みとする実需向け住宅分譲事業を軸とした今後の事業方針にご賛同をいただき、当社グループの今後の成長への期待と継続的な支援の意思を当社に対して表明されて5,238,000株を引き受けていただき、平成22年11月24日現在においても同社は5,238,000株を保有する当社の株主であります。かかる経緯に鑑み、平成22年10月中旬頃、当社から当社事業に深いご理解をいただいている東京ウエルズ代表取締役社長の窪田芳郎氏に対して、事業再生計画案に基づく当社の経営方針や今後の事業方針、それを実行していくためには、債務超過の解消による財務基盤の健全化を図るとともに、今後の事業資金を確保する必要があるものの金融機関からの借入のみでは必要額に達しないという当社の現状を説明のうえ増資の引受けを依頼し、引き続き当社をご支援いただける旨の表明が得られたこと、当社としても、将来にわたる当社普通株式の安定的な保有が期待できることから、当社は、平成22年11月24日の取締役会において、同社を今回発行する普通株式の割当先として選定することを決定いたしました。

岡正人氏は、今回の普通株式の発行の引受先である、ジェイ・エス・ビーの代表取締役会長であります。当社は、平成22年10月中旬頃、岡正人氏に対して、事業再生ADR手続の一環として事業再生計画案に基づく当社の経営方針や今後の事業方針、それを実行していくためには、債務超過の解消による財務基盤の健全化を図るとともに、今後の事業資金を確保する必要があるものの金融機関からの借入のみでは必要額に達しないという当社の現状を説明のうえ増資の引受けを依頼したところ、同氏が代表取締役会長を務めるジェイ・エス・ビーによる当社普通株式の引受けとは別に、岡正人氏個人としても、当社をご支援いただける旨の表明が得られたこと、当社としても、将来にわたる当社普通株式の安定的

な保有が期待できることから、当社は、平成22年11月24日の取締役会において、同氏を今回発行する当社普通株式の割当先として選定することを決定いたしました。

アスクは、マンションフロント(コンシェルジェ)サービス、マンションコミュニケーション(イン ターネット)サービス、ビルメンテナンス及びファシリティサービスを手掛けている会社であり、当社 プロジェクトに係る広告宣伝業務を委託した実績があります。当社は、平成 22 年 10 月中旬頃、当社の 資本政策や当社の不動産事業の展開に関して提案を受けていた者から同社の紹介を受けました。当社は、 平成 22 年 10 月中旬頃、アスクの代表取締役社長である松本源治氏に対し、事業再生ADR手続の一環 として事業再生計画案に基づく当社の経営方針や今後の事業方針、それを実行していくためには、債務 超過の解消による財務基盤の健全化を図るとともに、今後の事業資金を確保する必要があるものの金融 機関からの借入のみでは必要額に達しないという当社の現状を説明したところ、アスクからは、当社の 経営方針や当社グループが最も強みとする実需向け住宅分譲事業を軸とした今後の事業方針にご賛同 をいただいていること、同社が展開するマンションフロント(コンシェルジェ)サービス、マンション コミュニケーション(インターネット)サービス、ビルメンテナンス及びファシリティサービス事業と 当社が展開する実需向け住宅分譲事業における両社の協力関係の構築が見込めるとの判断から今回発 行する普通株式の割当を受けたいとの意向が示されていること、当社としても、今後当社が展開する実 需向け住宅分譲事業と同社が展開する事業における協力関係の構築についても検討に値することを総 合的に検討した結果、当社は、平成 22 年 11 月 24 日の取締役会において、同社を今回発行する普通株 式の割当先として選定することを決定いたしました。

大西幸四郎氏は、当社の普通株式767,600株を保有する当社の株主であり、また、当社普通株式765,300株を保有する当社の株主である株式投資業等を手掛ける株式会社トップアシストの代表取締役でもあります。当社は、平成22年11月上旬頃、大西幸四郎氏に対し、事業再生ADR手続の一環として事業再生計画案に基づく当社の経営方針や今後の事業方針、それを実行していくためには、債務超過の解消による財務基盤の健全化を図るとともに、今後の事業資金を確保する必要があるものの金融機関からの借入のみでは必要額に達しないという当社の現状を説明し、同氏からは、当社の経営方針や当社グループが最も強みとする実需向け住宅分譲事業を軸とした今後の事業方針にご賛同をいただいていること、当社としても、将来にわたる当社普通株式の安定的な保有が期待できることを総合的に検討した結果、当社は、平成22年11月24日の取締役会において、同氏を今回発行する普通株式の割当先として選定することを決定いたしました。

高橋直樹氏は、平成21年10月21日を払込期日とする第三者割当による当社普通株式の発行及び今回の普通株式の発行の引受先である、アールホールディングスの代表取締役であり、当社代表取締役会長の村上三郎の知己でもあります。今回は当社の経営方針や当社グループが最も強みとする実需向け住宅分譲事業を軸とした今後の事業方針にご賛同をいただいている高橋直樹氏に対して、当社から、平成22年10月中旬頃、事業再生ADR手続の一環として事業再生計画案に基づく当社の経営方針や今後の事業方針、それを実行していくためには、債務超過の解消による財務基盤の健全化を図るとともに、今後の事業資金を確保する必要があるものの金融機関からの借入のみでは必要額に達しないという当社の現状を説明のうえ増資の引受けを依頼したところ、同氏が代表取締役を務めるアールホールディングスによる当社普通株式の引受とは別に、高橋直樹氏個人としても、当社をご支援いただける旨の表明が

得られたことから、当社は、平成22年11月24日の取締役会において、同氏を今回発行する当社普通株式の割当先として選定することを決定いたしました。

アールホールディングスは、不動産、投資等に関する経営コンサルティング等を手掛けている会社で あり、同社代表取締役の高橋直樹氏は、当社代表取締役会長の村上三郎の知己でもあります。同社から は、平成21年10月21日を払込期日とする第三者割当による当社普通株式の発行に際して、当社の経 営方針や当社グループが最も強みとする実需向け住宅分譲事業を軸とした今後の事業方針にご賛同を いただき 476,100 株を引き受けていただき、平成22年11月24日現在においても同社は446,100株を 保有する当社の株主であります。かかる経緯に鑑み、平成22年10月中旬頃、当社から当社事業に深い ご理解をいただいているアールホールディングス代表取締役の高橋直樹氏に対して、事業再生ADR手 続の一環として事業再生計画案に基づく当社の経営方針や今後の事業方針、それを実行していくために は、債務超過の解消による財務基盤の健全化を図るとともに、今後の事業資金を確保する必要があるも のの金融機関からの借入のみでは必要額に達しないという当社の現状を説明のうえ増資の引受けを依 頼し、引き続き当社をご支援いただける旨の表明が得られたことから、当社は、平成22年11月24日 の取締役会において、同社を今回発行する普通株式の割当先として選定することを決定いたしました。 勝又英博氏は、医療・介護コンサルティングを手掛ける日本ヘルスケアテクノ株式会社の取締役を務 められており、当社は、平成22年10月下旬頃、当社代表取締役会長村上三郎の知人である者からの紹 介を受けました。当社は、平成 22 年 10 月下旬頃、勝又英博氏に対し、事業再生ADR手続の一環とし て事業再生計画案に基づく当社の経営方針や今後の事業方針、それを実行していくためには、債務超過 の解消による財務基盤の健全化を図るとともに、今後の事業資金を確保する必要があるものの金融機関 からの借入のみでは必要額に達しないという当社の現状を説明したところ、同氏からは、当社の経営方 針や当社グループが最も強みとする実需向け住宅分譲事業を軸とした今後の事業方針にご賛同をいた だいていること、当社としても、将来にわたる当社普通株式の安定的な保有が期待されることを総合的 に検討した結果、当社は、平成22年11月24日の取締役会において、同氏を今回発行する普通株式の 割当先として選定することを決定いたしました。

大勝は、総合建設業を手掛けている会社であり、当社とマンション開発プロジェクトを共同で推進している当社の取引先であります。今回、当社は、平成22年10月下旬頃、大勝に対し、事業再生ADR手続の一環として事業再生計画案に基づく当社の経営方針や今後の事業方針、それを実行していくためには、債務超過の解消による財務基盤の健全化を図るとともに、今後の事業資金を確保する必要があるものの金融機関からの借入のみでは必要額に達しないという当社の現状を説明し、大勝からは、当社の経営方針や当社グループが最も強みとする実需向け住宅分譲事業を軸とした今後の事業方針にご賛同をいただいていること、当社としても大勝との資本関係を築くことにより、同社と共同でのマンション開発プロジェクトを継続的に推進していくための協力関係の強化及び当社普通株式の安定的な保有が期待できることを総合的に検討した結果、当社は、平成22年11月24日の取締役会において、同社を今回発行する普通株式の割当先として選定いたしました。

タルヤ建設は、総合建設業を手掛けている会社で、同社代表取締役の山田浩氏は、当社代表取締役会長の村上三郎の知己でもあります。事業再生ADR手続における事業再生計画の一環として第三者割当による普通株式の発行を検討するに当たり、当社は、平成22年11月中旬頃、タルヤ建設代表取締役の山田浩氏に対して、事業再生ADR手続の一環として事業再生計画案に基づく当社の経営方針や今後の

事業方針、それを実行していくためには、債務超過の解消による財務基盤の健全化を図るとともに、今後の事業資金を確保する必要があるものの金融機関からの借入のみでは必要額に達しないという当社の現状を説明し、増資の引受けの打診をいたしました。また、当社は、当社とアドバイザリー契約を締結しているエイチ・エス証券株式会社からも助言をいただき、タルヤ建設との協議を進めてまいりました。その結果、同社より、当社の経営方針や当社グループが最も強みとする実需向け住宅分譲事業を軸とした今後の事業方針にご賛同をいただき、当社としても、将来にわたる当社普通株式の安定的な保有が期待されることを総合的に検討した結果、当社は、平成22年11月24日の取締役会において、同社を今回発行する普通株式の割当先として選定することを決定いたしました。

山崎栄二氏は、経営コンサルティングを手掛けており、当社は、平成22年10月中旬頃、当社の資本政策や当社の不動産事業の展開に関して提案を受けていた者から同氏の紹介を受けました。当社は、平成22年10月中旬頃、同氏に対し、事業再生ADR手続の一環として事業再生計画案に基づく当社の経営方針や今後の事業方針、それを実行していくためには、債務超過の解消による財務基盤の健全化を図るとともに、今後の事業資金を確保する必要があるものの金融機関からの借入のみでは必要額に達しないという当社の現状を説明したところ、同氏からは当社の経営方針や当社グループが最も強みとする実需向け住宅分譲事業を軸とした今後の事業方針にご賛同をいただいていること、当社としても、将来にわたる当社普通株式の安定的な保有が期待されることを総合的に検討した結果、当社は、平成22年11月24日の取締役会において、同氏を今回発行する普通株式の割当先として選定することを決定いたしました。

アコード・システムは、電子計算機に関する機器の販売及び利用技術の開発、指導等を手掛けている会社であり、平成22年10月中旬頃、当社の資本政策や当社の不動産事業の展開に関して提案を受けていた者から同社の紹介を受けました。当社は、平成22年11月上旬頃、アコード・システムの代表取締役である松藤公徳氏に対し、事業再生ADR手続の一環として事業再生計画案に基づく当社の経営方針や今後の事業方針、それを実行していくためには、債務超過の解消による財務基盤の健全化を図るとともに、今後の事業資金を確保する必要があるものの金融機関からの借入のみでは必要額に達しないという当社の現状を説明したところ、アコード・システムからは当社の経営方針や当社グループが最も強みとする実需向け住宅分譲事業を軸とした今後の事業方針にご賛同をいただいていること、当社としても、将来にわたる当社普通株式の安定的な保有が期待できることを総合的に検討した結果、当社は、平成22年11月24日の取締役会において、同社を今回発行する普通株式の割当先として選定することを決定いたしました。

今井義一氏は、今回発行する普通株式の引受先である、タルヤ建設の会長であります。当社は、平成22年11月中旬頃、今井義一氏に対して、事業再生ADR手続の一環として事業再生計画案に基づく当社の経営方針や今後の事業方針、それを実行していくためには、債務超過の解消による財務基盤の健全化を図るとともに、今後の事業資金を確保する必要があるものの金融機関からの借入のみでは必要額に達しないという当社の現状を説明のうえ増資の引受けを依頼したところ、今井義一氏が会長を務めるタルヤ建設による当社普通株式の引受けとは別に、今井義一氏個人としても、当社をご支援いただける旨の表明が得られたことから、当社は、平成22年11月24日の取締役会において、同氏を今回発行する当社普通株式の割当先として選定することを決定いたしました。

増田昭彦氏は、駐車場の運営・管理を手掛けている株式会社マオスの代表取締役を務められており、当社は、平成22年10月中旬頃、当社の資本政策や当社の不動産事業の展開に関して提案を受けていた者から同氏の紹介を受けました。当社は、平成22年11月上旬頃、同氏に対し、事業再生ADR手続の一環として事業再生計画案に基づく当社の経営方針や今後の事業方針、それを実行していくためには、債務超過の解消による財務基盤の健全化を図るとともに、今後の事業資金を確保する必要があるものの金融機関からの借入のみでは必要額に達しないという当社の現状を説明し、同氏からは当社の経営方針や当社グループが最も強みとする実需向け住宅分譲事業を軸とした今後の事業方針にご賛同をいただいていること、当社としても、将来にわたる当社普通株式の安定的な保有が期待されることを総合的に検討した結果、当社は、平成22年11月24日の取締役会において、同氏を今回発行する普通株式の割当先として選定することを決定いたしました。

向陽は、測量及び事務代行を手がけている会社であり、当社プロジェクトに係る測量業務を委託した 実績がある取引先であります。また、同社は、平成 21 年 10 月 21 日を払込期日とする第三者割当によ る当社普通株式の発行に際して、当社の経営方針や当社グループが最も強みとする実需向け住宅分譲事 業を軸とした今後の事業方針にご賛同をいただき、当社グループの今後の成長への期待と継続的な支援 の意思を当社に対して表明の上 1,000,000 株を引き受けていただいており、また同社は平成 22 年 11 月 24 日現在当社普通株式 1,220,000 株を保有する当社の株主であります。かかる経緯に鑑み、平成 22 年 10 月中旬頃、当社から当社事業に深いご理解をいただいている向陽代表取締役社長の黒澤功記氏に対し て、事業再生計画案に基づく当社の経営方針や今後の事業方針、それを実行していくためには、債務超 過の解消による財務基盤の健全化を図るとともに、今後の事業資金を確保する必要があるものの金融機 関からの借入のみでは必要額に達しないという当社の現状を説明のうえ増資の引受けを依頼し、引き続 き当社をご支援いただける旨の表明が得られたことから、当社は、平成 22 年 11 月 24 日の取締役会に おいて、同社を今回発行する普通株式の割当先として選定することを決定いたしました。

齋藤武氏は、株式会社セブンダイアモンドの取締役を務められており、当社は、当社プロジェクトにおける借換え資金需要の発生により、平成21年12月頃、当社の取引先である有限会社成和殖産を介して、齋藤武氏の紹介を受け、平成22年2月18日付で株式会社セブンダイアモンドから当社プロジェクトに係る資金の当社に対する貸付を受け、以来、当社事業における取引関係が継続されている状況にあります。今回は、当社の経営方針や当社グループが最も強みとする実需向け住宅分譲事業を軸とした今後の事業方針に深いご理解をいただいている齋藤武氏に対して、平成22年10月中旬頃、当社から事業再生ADR手続の一環として事業再生計画案に基づく当社の経営方針や今後の事業方針、それを実行していくためには、債務超過の解消による財務基盤の健全化を図るとともに、今後の事業資金を確保する必要があるものの金融機関からの借入のみでは必要額に達しないという当社の現状を説明のうえ増資の引受けを依頼したところ、齋藤武氏から、齋藤武氏個人で引き受けを行いたい旨の回答をいただきました。当社としても齋藤武氏との関係を築くことにより同氏が取締役を務める株式会社セブンダイアモンドから今後も当社プロジェクトに係る資金の当社に対する貸付けを受けることが期待できること、また、同氏から当社をご支援いただける旨の表明が得られたことから、当社は、平成22年11月24日の取締役会において、同氏を今回発行する普通株式の割当先として選定することを決定いたしました。

種村良平氏は、ソフト開発・情報処理を手掛けている株式会社コアの代表取締役を務められており、 当社は、平成22年10月中旬頃、当社の資本政策や当社の不動産事業の展開に関して提案を受けていた 者から同氏の紹介を受けました。当社は、平成22年11月上旬頃、同氏に対し、事業再生ADR手続の一環として事業再生計画案に基づく当社の経営方針や今後の事業方針、それを実行していくためには、債務超過の解消による財務基盤の健全化を図るとともに、今後の事業資金を確保する必要があるものの金融機関からの借入のみでは必要額に達しないという当社の現状を説明したところ、同氏からは当社の経営方針や当社グループが最も強みとする実需向け住宅分譲事業を軸とした今後の事業方針にご賛同をいただいていること、当社としても、将来にわたる当社普通株式の安定的な保有が期待されることを総合的に検討した結果、当社は、平成22年11月24日の取締役会において、同氏を今回発行する普通株式の割当先として選定することを決定いたしました。

<譲渡制限種類株式>

当社の債務超過の状況につき、経営責任を明確にするため、当社代表取締役会長である村上三郎より 第三者割当による譲渡制限種類株式の引受けに関しての申し出がありました。当社といたしましては、 事業再生ADR手続の成立に向けて村上三郎の当社代表取締役としての経営責任を明確にする必要が あると考え、当社普通株式の第三者割当に加え、村上三郎を割当先とした譲渡制限種類株式による第三 者割当増資を行うことといたしました。

<A種優先株式>

A種優先株式発行は、事業再生計画の一環として、当社の債務超過を解消して、財務基盤を健全化するという目的で行われるものであります。そのため、A種優先株式発行は、不動産担保等により保全されていない当社に対する無担保債権部分の一部を株式の出資の目的とする当社の債務の株式化の方法 (DES) により行うものであり、A種優先株式は、当社に対する不動産担保等により保全されていない無担保債権を有し、事業再生計画案に同意を頂いた対象債権者に割り当てることとなります。

(3) 割当先の保有方針

<普通株式>

ジェイ・エス・ビー、東京ウエルズ、岡正人氏、アスク、大西幸四郎氏、高橋直樹氏、アールホールディングス、勝又英博氏、大勝、タルヤ建設、山﨑栄二氏、アコード・システム、今井義一氏、増田昭彦氏、向陽、齋藤武氏及び種村良平氏からは、それぞれ当社株式を中長期的に保有する方針である旨の意向を口頭で表明していただいており、また、払込期日までに書面により当該意向を表明していただくことについても内諾を頂いております。なお、アールホールディングスからは、平成21年10月21日を払込期日とする第三者割当により同社が引受けた当社普通株式一部(上記引受株式数476,100株のうちの30,000株)を、平成21年12月24日付で投資判断により市場で売却した旨の報告を、同日付で受けておりますが、同社には平成22年11月24日時点においても上記引受株式数の約93.7%を保有して頂いており、また、当社は、今回の普通株式の第三者割当に際して、上記の通り同社よりあらためて中長期的な保有方針を表明していただくとともに、書面による意向表明についても内諾を頂いております。なお、当社はいずれの割当先からも、第三者割当による新株式発行に係る払込期日(平成22年12月22日)より2年間において、第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社に書面により報告する旨、並

びに当社が当該報告内容等を大阪証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意する旨の確約書を取得予定であり、いずれの割当先からも当該確約書の取得につき同意を得ております。

<譲渡制限種類株式>

譲渡制限種類株式は払込期日から1年間は普通株式に転換されず、また譲渡をする場合には、当社取締役会の承認を要するものとされております。このため、当社としては、本日発行を決議した譲渡制限種類株式については払込期日から1年の間において譲渡制限種類株式の譲渡がなされることを想定しておりません。また、当社は、村上三郎から、当該期間の経過後においても、譲渡制限種類株式の内容である取得請求権を行使し、当該行使により交付された当社普通株式を直ちに譲渡するものではないと伺っております。

なお、当社は割当先から、第三者割当による新株式発行に係る払込期日(平成22年12月22日)より2年間において、第三者割当により取得した当社譲渡制限種類株式の全部又は一部を譲渡する場合及び譲渡制限種類株式の転換により発行される普通株式の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社に書面により報告する旨、並びに当社が当該報告内容を大阪証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意する旨の確約書を取得予定であり、割当先から当該確約書の取得につき同意を得ております。

<A種優先株式>

A種優先株式の割当てを受けた対象債権者が、DPOオプション(注)を行使することにより、当該対象債権者が保有するA種優先株式は当社に対して無償譲渡される可能性があります。なお、当社は、取得したA種優先株式は全て消却する予定です。

(注) DPOオプションとは、当社が、事業再生ADR手続の中で、DES及び分割弁済の要請に応じた対象債権者に対して付与する予定のオプションであり、具体的には、分割弁済部分及び事業再生ADR手続成立までの未払の経過利息について、当該対象債権者が当社に対して繰上一括弁済を行うよう請求できる内容の平成23年2月末日まで行使可能なオプションとなっています。DPOオプションの行使は、当該対象債権者が一括弁済後の残余の分割弁済部分及び事業再生ADR手続成立までの未払の経過利息について一括弁済後速やかに全額債権放棄し、A種優先株式については当社に対し無償譲渡することにご承諾いただくことを条件としており、DPOオプションが行使された場合は、当社は、平成23年3月末日までに、当該対象債権者に対し、当該対象債権者の分割弁済総額の25%及び事業再生ADR手続成立後の未払の経過利息(但し、利率を年率1.5%に変更したもの。)を一括弁済することになります。

当社は、A種優先株式の各割当先との間で、A種優先株式の払込期日(平成22年12月22日)から2年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得予定であり、いずれの割当先からも当該確約書の取得につき内諾を得ております。また、当社は、大阪証券取引所の定める

「企業行動規範に関する規則」第4条及び「企業行動規範に関する規則の取扱い」2に従った内容の契約書を平成22年12月22日までに締結する予定です。

(4)割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容 <普通株式>

ジェイ・エス・ビーからは、払込期日において割当株式に係る払込金額の全額(3億円)の払込みを行うことが可能である旨の意向表明を頂いております。当社は、平成21年10月31日現在の同社の貸借対照表上、当該金額に相当する額の現金及び預金が流動資産として計上されていること、また、当該金額に相当する資金が最近の同社の預金口座に存在することを当該預金口座に係る通帳の写しにより確認しております。なお、払込資金は自己資金により手当てする旨を伺っております。

東京ウエルズからは、払込期日において割当株式に係る払込金額の全額(2億円)の払込みを行うことが可能である旨の意向表明を頂いております。当社は平成22年3月31日現在の同社の貸借対照表上、当該金額に相当する額の現金及び預金が流動資産として計上されていること、また、当該金額に相当する資金が最近の同社の預金口座に存在することを当該預金口座に係る通帳の写しにより確認しております。なお、払込資金は自己資金により手当てする旨を伺っております。

岡正人氏からは、払込期日において割当株式に係る払込金額の全額(1億30百万円)の払込みを行うことが可能である旨の意向表明を頂いており、当該金額に相当する流動性のある財産が同氏の最近の預金及び運用資産として存在することを当該預金口座に係る通帳の写し及び運用報告書に記載の定期預金・仕組み預金欄により確認しております。また、同氏からは、上記財産について払込期日までに払込金額に相当する金銭以上の金銭(日本円)に換価することが可能である旨の確認書を頂いております。なお、払込資金は自己資金により手当てする旨を伺っております。

アスクからは、払込期日において割当株式に係る払込金額の全額(1億円)の払込みを行うことが可能である旨の意向表明を頂いております。当社は、平成22年8月31日現在の同社の貸借対照表上、当該金額に相当する額の現金及び預金が流動資産として計上されていることを確認しております。なお、同社からは、同社の議決権割合の58.27%を保有する株式会社シー・ヴイ・エス・ベイエリアから融資を受けた資金により、上記払込みを行う旨の説明を受けており、当社は、株式会社シー・ヴイ・エス・ベイエリアから、同社がアスクに対し融資を行う旨の確認書を受領しております。また、株式会社シー・ヴイ・エス・ベイエリアが以下については、株式会社シー・ヴイ・エス・ベイエリアが関東財務局長へ提出した直近の有価証券報告書及び四半期報告書に記載の売上高、総資産額、純資産額及び現預金等の状況を確認した結果、同社に対する融資に要する財産に足りる資金力を有していることを確認しております。以上により、当社といたしましては、アスクは、当社普通株式の払込期日である平成22年12月22日までに払込みに要する資金を確保できるものと考えております。

大西幸四郎氏からは、払込期日において割当株式に係る払込金額の全額(50百万円)の払込みを行うことが可能である旨の意向表明を頂いており、当該金額に相当する流動性のある財産が最近の同氏の預り有価証券残高として存在することを取引残高報告書に記載の預り有価証券残高欄により確認しております。また、同氏からは、上記財産について払込期日までに払込金額に相当する金銭以上の金銭(日本円)に換価することが可能である旨の確認書を頂いております。なお、払込資金は自己資金により手当てする旨を伺っております。

高橋直樹氏からは、払込期日において割当株式に係る払込金額の全額(40百万円)の払込みを行うことが可能である旨の意向表明を頂いており、当該金額に相当する流動性のある財産が最近の同氏の証券口座に存在することを当該証券口座に係る取引書類に記載の残高欄により確認しております。また、同氏からは、上記財産について払込期日までに払込金額に相当する金銭以上の金銭(日本円)に換価することが可能である旨の確認書を頂いております。なお、払込資金は自己資金により手当てする旨を伺っております。

アールホールディングスからは、払込期日において割当株式に係る払込金額の全額(30百万円)の払込みを行うことが可能である旨の意向表明を頂いております。当社は、平成22年3月31日現在の同社の貸借対照表及び平成22年9月末現在の残高試算表上、当該金額に相当する額の現金及び預金が流動資産として計上されていること、また、当該金額に相当する資金が最近の同社の預金口座に存在することを当該預金口座に係る通帳の写しにより確認しております。なお、払込資金は自己資金により手当てする旨を伺っております。

勝又英博氏からは、払込期日において割当株式に係る払込金額の全額(30百万円)の払込みを行うことが可能である旨の意向表明を頂いており、当該金額に相当する資金が最近の同氏の預金口座に存在することを当該預金口座に係る通帳の写しにより確認しております。なお、払込資金は自己資金により手当てする旨を伺っております。

大勝からは、払込期日において割当株式に係る払込金額の全額(30百万円)の払込みを行うことが可能である旨の意向表明を頂いております。当社は、平成22年8月31日現在の同社の貸借対照表上、当該金額に相当する額の現金及び預金が流動資産として計上されていること、また、当該金額に相当する資金が最近の同社の預金口座に存在することを当該預金口座に係る通帳の写しにより確認しております。なお、払込資金は自己資金により手当てする旨を伺っております。

タルヤ建設からは、払込期日において割当株式に係る払込金額の全額(30百万円)の払込みを行うことが可能である旨の意向表明を頂いております。当社は、平成21年9月30日現在の同社の貸借対照表上、当該金額に相当する額の現金及び預金が流動資産として計上されていること、また、当該金額に相当する資金が最近の同社の預金口座に存在することを当該預金口座に係る定期預金証書の写し及び通帳の写しにより確認しております。なお、払込資金は自己資金により手当てする旨を伺っております。

山﨑栄二氏からは、払込期日において割当株式に係る払込金額の全額(30百万円)の払込みを行うことが可能である旨の意向表明を頂いており、当該金額に相当する資金が最近の同氏の預金口座に存在することを当該預金口座に係る通帳の写しにより確認しております。なお、払込資金は自己資金により手当てする旨を伺っております。

アコード・システムからは、払込期日において割当株式に係る払込金額の全額(20百万円)の払込みを行うことが可能である旨の意向表明を頂いております。当社は、平成22年3月31日現在の同社の貸借対照表上、当該金額に相当する額の現金及び預金が流動資産として計上されていること、また、当該金額に相当する資金が最近の同社の預金口座に存在することを当該預金口座に係る通帳の写しにより確認しております。なお、払込資金は自己資金により手当てする旨を伺っております。

今井義一氏からは、払込期日において割当株式に係る払込金額の全額(20百万円)の払込みを行うことが可能である旨の意向表明を頂いており、当該金額に相当する資金が最近の同氏の預金口座に存在す

ることを当該預金口座に係る定期預金証書の写しにより確認しております。なお、払込資金は自己資金により手当てする旨を伺っております。

増田昭彦氏からは、払込期日において割当株式に係る払込金額の全額(20百万円)の払込みを行うことが可能である旨の意向表明を頂いており、当該金額に相当する資金が最近の同氏の預金口座に存在することを当該預金口座に係る通帳の写しにより確認しております。なお、払込資金は自己資金により手当てする旨を伺っております。

向陽からは、払込期日において割当株式に係る払込金額の全額(10百万円)の払込みを行うことが可能である旨の意向表明を頂いております。当社は、平成22年2月28日現在の同社の貸借対照表上、当該金額に相当する額の現金及び預金が流動資産として計上されていること、また、当該金額に相当する資金が最近の同社の預金口座に存在することを当該預金口座に係る通帳の写しにより確認しております。なお、払込資金は自己資金により手当てする旨を伺っております。

齋藤武氏からは、払込期日において割当株式に係る払込金額の全額(10百万円)の払込みを行うことが可能である旨の意向表明を頂いており、当該金額に相当する資金が最近の同氏の預金口座に存在することを当該預金口座に係る通帳の写しにより確認しております。なお、払込資金は自己資金により手当てする旨を伺っております。

種村良平氏からは、払込期日において割当株式に係る払込金額の全額(10百万円)の払込みを行うことが可能である旨の意向表明を頂いており、当該金額に相当する資金が最近の同氏の預金口座に存在することを当該預金口座に係る通帳の写しにより確認しております。なお、払込資金は自己資金により手当てする旨を伺っております。

<譲渡制限種類株式>

村上三郎からは、払込期日において割当株式に係る払込金額の全額(50,000,400 円)の払込みを行うことが可能である旨の意向表明を頂いております。なお、払込資金は自己資金及び村上三郎の親族(なお、私個人である当該親族のプライバシーに配慮し、当該親族の名前の公表は控えさせていただきます。)からの借入れにより手当てする旨を伺っており、自己資金として拠出する予定の金額が最近の同氏の預金口座に存在することを当該預金口座に係る通帳の写しにより確認しており、また、借入れにより手当する予定の金額については、村上三郎と借入先である当該親族の間で締結された平成22年11月11日付極度貸付約定書により確認しております。以上により、当社といたしましては、村上三郎が当社譲渡制限種類株式の払込期日である平成22年12月22日までに払込みに要する資金を確保できるものと考えております。

<A種優先株式>

A種優先株式発行は、DESの手法を採用するため、払込みの確実性については問題ないものと考えております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1)普通株式

募集前(平成 22 年 10 月 13 日現	在)	募集後	
株式会社コロンブス	18.00%	株式会社東京ウエルズ	15. 44%
株式会社東京ウエルズ	8.54%	株式会社ジェイ・エス・ビー	15. 20%
村上三郎	7.07%	岡正人	6.59%
SNTバリュー投資事業有限責任組 合	5. 73%	株式会社アスク	5.07%
SNTグロース投資事業有限責任組 合	3. 76%	SNTバリュー投資事業有限責任組 合	3. 56%
日本証券金融株式会社	2.90%	大西幸四郎	3. 31%
株式会社ハイビレッジ	2.77%	SNTグロース投資事業有限責任組 合	2. 34%
株式会社ティー・エス・プロパティー	2.59%	高橋直樹	2.03%
株式会社向陽	1.99%	株式会社アールホールディングス	1. 97%
大西幸四郎	1. 25%	日本証券金融株式会社	1.81%

- (注) 1. 本日付「定款の変更、自己株式の無償取得及び消却、資本金及び資本準備金の額の減少、 剰余金の処分並びに代表取締役の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、平成 22年12月21日付で、筆頭株主である株式会社コロンブスが保有する当社普通株式 11,043,000株のうち9,386,500株、並びに、当社代表取締役会長であり当社の大株主でも ある村上三郎、村上三郎が支配権を有する株式会社ハイビレッジ、当社代表取締役社長で ある壽松木康晴、当社専務取締役である池田友彦、当社常勤監査役である山田孝雄及び当 社社外監査役である富永達也が保有する当社普通株式すべて(7名分合計15,651,800株) を無償で取得し、その株式を消却する計画となっております。上記は、普通株式の発行、 譲渡制限種類株式の発行及びA種優先株式の発行並びに上記無償取得及び消却が行われ たことを前提とした募集後の普通株式に関する大株主及びその持株比率となります。
 - 2. 株式会社ティー・エス・プロパティーは、平成21年10月21日を払込期日とする第三者割当による当社普通株式の発行に際して、1,587,300株を引受けた株式会社日本イトミックから会社分割により設立された会社であり、株式会社日本イトミックより当社株式を承継しております。

(2) 譲渡制限種類株式

募集前	募集後
該当なし	村上 三郎 100.00%

(3) A種優先株式

募集前	募集後	
	株式会社関西アーバン銀行 70.2	28%
 該当なし	株式会社りそな銀行 19.0	03%
談当なし	株式会社武蔵野銀行 6.1	18%
	株式会社東日本銀行 4.5	51%

なお、第三者割当により発行する普通株式 53,000,000 株、譲渡制限種類株式が当社普通株式に転換された場合に発行される当社普通株式 877,200 株及びA種優先株式が下限取得価額 26 円により当社普通株式に転換された場合に発行される当社普通株式 23,038,459 株を合算した場合の大株主の状況は以下のとおりです。

募集前(平成 22 年 10 月 13 日現	在)	募集後	
株式会社コロンブス	18.00%	株式会社関西アーバン銀行	13. 21%
株式会社東京ウエルズ	8.54%	株式会社東京ウエルズ	12. 43%
村上三郎	7.07%	株式会社ジェイ・エス・ビー	12. 23%
SNTバリュー投資事業有限責任組 合	5. 73%	岡正人	5. 30%
SNTグロース投資事業有限責任組 合	3. 76%	株式会社アスク	4.08%
日本証券金融株式会社	2.90%	株式会社りそな銀行	3.58%
株式会社ハイビレッジ	2.77%	SNTバリュー投資事業有限責任 組合	2.87%
株式会社ティー・エス・プロパティー	2.59%	大西幸四郎	2.67%
株式会社向陽	1.99%	SNTグロース投資事業有限責任 組合	1.88%
大西幸四郎	1. 25%	高橋直樹	1.63%

8. 今後の見通し

当社は、平成22年10月28日付「たな卸資産評価損、特別利益、特別損失等の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、事業再生ADR手続の中で引き続き対象債権者の理解を得ながら、事業再生計画案について、平成22年11月25日開催予定の第3回債権者会議における全対象債権者の合意による成立を目指しております。かかる状況においては、平成23年3月期通期業績予想について、現時点では合理的な業績予想を行うことができないことから、平成22年11月5日付「平成23年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」で公表したものより、修正は行っておりません。合理的な業績予想を行うことが可能となった時点で速やかに開示いたします。

(企業行動規範上の手続き)

上記のとおり、第三者割当により発行する普通株式 53,000,000 株に係る議決権数は 530,000 個であり、平成 22 年 11 月 24 日現在の当社の議決権の総数 613,457 個に対する割合は 86.40%となります。また、第三者割当により発行する譲渡制限種類株式が当社普通株式に転換された場合に発行される当社普通株式に係る議決権数は 8,772 個であり、平成 22 年 11 月 24 日現在の当社の議決権の総数 613,457 個に対する割合は 1.43%となります。さらにA種優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、A種優先株式の当初取得価額 52 円を基準としてA種優先株式について取得請求権が行使された場合に発行される当社普通株式に係る議決権数は 115,191 個となり、平成 22 年 11 月 24 日現在の当社の議決権の総数 613,457 個に対する割合は 18.78%となります。普通株式、譲渡制限種類株式及びA種優先株式の発行による株式発行による増加分を合算した株式数に係る議決権数 653,963 個の平成 22 年 11 月 24 日現在の当社の議決権の総数に対する割合は 106.60%となります。したがって、希薄化率が 25%以上となることが見込まれることから、大阪証券取引所が定める「企業行動規範に関する規則」第 2 条に定める株主の意思確認手続を実施することとなります。具体的には、平成 22 年 12 月 21 日に本臨時株主総会を開催し、第三者割当による普通株式、譲渡制限種類株式及びA種優先株式発行についての必要性及び相当性について株主の皆様のご判断をいただくこととなります。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

					平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
連	結	売	上	高	82, 217	56, 337	22, 808
連	吉 営	業	利	益	5, 110	△16, 420	△232
連	洁 経	常	利	益	3, 977	△16, 177	△754
連結	i当	期約	屯 利	益	2, 017	△18, 909	△2, 410
1 株 🖹	自たり追	車結当	期純和	刊益	60. 28 円	△565. 08 円	△51.65 円
1 株	当た	. ŋ	配 当	金	20.00円	_	_
1 株	当たり	連系	吉純賞	産	614. 31 円	29.02 円	7.00円

(単位:百万円)

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成22年11月24日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率			
発 行 済 株 式 数	61, 347, 686 株	100.00%			
現時点の転換価額(行使価額)					
における潜在株式数	_	_			
下限値の転換価額(行使価額)					
における潜在株式数	_	_			
上限値の転換価額(行使価額)					
における潜在株式数	_				

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
始 値	781 円	425 円	60 円
高 値	815 円	456 円	128 円
安 値	423 円	53 円	33 円
終値	430 円	58 円	39 円

② 最近6ヶ月間の状況

	5月	6月	7月	8月	9月	10 月
始 値	50 円	44 円	43 円	42 円	39 円	45 円
高 値	55 円	54 円	45 円	45 円	65 円	58 円
安 値	38 円	41 円	40 円	38 円	31 円	38 円
終値	44 円	43 円	41 円	39 円	45 円	45 円

③ 発行決議日の直前取引日における株価

	平成 22 年 11 月 22 日
始 値	55 円
高 値	59 円
安 値	55 円
終値	57 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による普通株式の発行

発	行	期		日	平成 21 年 7 月 10 日
調	達資	金	\mathcal{O}	額	100,002,700 円 (差引手取概算 95,602,700 円)
発	行	価		額	1 株につき金 73 円
	集時				33, 463, 666 株
発		株		数	
当発	該 募 组 行	集 に 朱 :		る数	1, 369, 900 株
募集株	集後におり 式	ナる発 総		すみ 数	34, 833, 566 株
					村上 三郎
割	Ì	当		先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
					フィンテック グローバル株式会社

	壽松木 康彦	
	池田 友彦	
発行時における	マンション買取再販事業の新規プロジェクトの取得資金	
当初の資金使途	マンンヨン貝取円販事業の利規プロンエクトの取付賃金	
発行時における	平成 21 年 7 月 13 日以降随時	
支 出 予 定 時 期	平成 21 平 7 月 15 日以降随时	
現時点における	マンジョン胃版画版車業の新担プロジェクトの版復次をに玄当	
充 当 状 況	マンション買取再販事業の新規プロジェクトの取得資金に充当	

・第三者割当による第2回新株予約権の発行

<i>7</i> 77 —	プロロコ (この	- つか 4 l		木丁/ポリ惟の元代
発	行	期	日	平成 21 年 7 月 10 日
調	達資	金の	額	1,507,650,750 円 (差引手取概算額 1,441,050,750 円) (注)
発	行 価 額	の総	額	7,500,750円
発	行	価	額	新株予約権1個あたり3,650円
新	株 予	約 権	数	2,055 個
行	使	価	額	73 円
行	使	期	間	平成21年7月10日から平成23年7月9日
募	集時に	おけ	る	33, 463, 666 株
発	行 済	株式	数	33, 403, 000 1/4
募	集時に	おけ	る	20, 550, 000 株
潜	在 株	式	数	20, 330, 000 1/4
				行使済株式数:5,878,720株、調達金額:425,509,320円
行	使	状	況	なお、新株予約権 1,475 個(15,717,600 株)については、取得
				条項に基づき、取得及び消却いたしました。
現	時 点 に	おけ	る	0 株
潜	在 株	式	数	0.1%
割	当		先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
発	行 時 に	おけ	る	 マンション買取再販事業の新規プロジェクトの取得資金
当	初の資	金 使	途	(ン ン コン 貝 収 口 炊 ず 未 ツ 利 パ ノ ロ マ エ ノ ツ 収 付 貝 亚
発	行 時 に	おけ	る	平成 21 年 7 月 13 日以降随時
支	出 予	定時	期	1 1/2 21 丁 1 /1 10 日 公仲他的
現	時点に	おけ	る	 マンション買取再販事業の新規プロジェクトの取得資金に充当
充	当	状	況	・・・コ・天仏口がず木いががとしてより「い状何良亚に元コ

(注) 本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使価額の総額の合計額を記載しております。なお、本新株予約権の行使状況につきましては、上記「行使状況」の欄をご参照ください。

・第三者割当による普通株式の発行

第二年前日による百世体内の先生			
発 行 期	平成 21	平成 21 年 10 月 21 日	
調達資金の	1, 300,	030, 200 円(差引手取概算額 1, 277, 830, 200 円)	
発 行 価	1 株に	つき金 63 円	
募集時におけ	38, 233, 566 株		
発 行 済 株 式	30, 233	, 500 株	
当該募集によ	20 625	400 tft	
発 行 株 式	20, 635	, 400 株	
募集後における発行済み 58,868,966 株			
株 式 総	58, 808	, 900 休	
	SNT	バリュー投資事業有限責任組合	
割 当 5	株式会	社東京ウエルズ	
	SNT	グロース投資事業有限責任組合	
	株式会	社日本イトミック	
	村上	三郎	
	株式会	社向陽	
	田渕	道行	
	息栖	邦夫	
	日栄イ	ンテック株式会社	
	株式会	社アールホールディングス	
	石川	正志	
	柳澤	利明	
発行時におけ	3 . 3	、四時子に主張の並相 プロップ トリッピ/B // // /	
当初の資金使	マンシ	ョン買取再販事業の新規プロジェクトの取得資金	
発行時におけ	₩.	た 10 日よと 豆子の た 10 日子 本の ## ##	
支 出 予 定 時 ;	半成 2]	[年10月から平成21年12月までの期間	
現時点におけ	> (2)	、四時子に主坐のが担っっ ヾ - blの時/P // ^ ハマール	
充 当 状	マンシ	ョン買取再販事業の新規プロジェクトの取得資金に充当	

普通株式発行要項

- 募集株式の種類および数 普通株式 53,000,000 株
- 募集株式の払込金額
 募集株式1株につき20円
- 3. 募集株式の払込金額の総額1,060,000,000円
- 4. 払込期日 2010 年 12 月 22 日
- 5. 増加する資本金および資本準備金

資本金 530,000,000円(1株につき10円)

資本準備金 530,000,000円 (1株につき10円)

6. 発行方法

第三者割当の方法により、募集株式の以下の割当先に割り当てる。

株式会社ジェイ・エス・ビー	15,000,000 株
株式会社東京ウエルズ	10,000,000 株
岡正人	6,500,000 株
株式会社アスク	5,000,000 株
大西幸四郎	2,500,000 株
高橋直樹	2,000,000 株
株式会社アールホールディングス	1,500,000 株
勝又英博	1,500,000 株
株式会社大勝	1,500,000 株
タルヤ建設株式会社	1,500,000 株
山﨑栄二	1,500,000 株
株式会社アコード・システム	1,000,000 株
今井 義一	1,000,000 株
増田 昭彦	1,000,000 株
株式会社向陽	500,000 株

齋藤武500,000 株種村良平500,000 株

7. 単元株式数

当社の普通株式および譲渡制限種類株式の単元株式数は100株とし、A種優先株式の単元株式数は1株とする。

以上

譲渡制限種類株式発行要項

1. 種類株式の名称

株式会社新日本建物譲渡制限種類株式 (以下「譲渡制限種類株式」という。)

2. 募集株式の種類および数

譲渡制限種類株式 877,200 株

3. 募集株式の払込金額

募集株式1株につき57円

4. 募集株式の払込金額の総額

50,000,400 円

5. 払込期日

2010年12月22日

6. 増加する資本金および資本準備金

資本金 25,000,200円(1株につき28.5円)

資本準備金 25,000,200円 (1株につき28.5円)

7. 発行方法

第三者割当の方法により、募集株式の全てを村上三郎に割り当てる。

8. 議決権

譲渡制限種類株式を有する株主(以下「譲渡制限種類株主」という。)は、株主総会において議決権を有する。

9. 譲渡制限

譲渡による譲渡制限種類株式の取得については、取締役会の承認を要する。

10. 取得請求権

譲渡制限種類株主は、2011年12月23日以降いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する譲渡制限種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は譲渡制限種類株主が取得の請求をした譲渡制限種

類株式1株を取得するのと引換えに、普通株式1株を当該譲渡制限種類株主に対して 交付するものとする。

11. 剰余金の配当および残余財産の分配

譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当および残余財産の分配については、第14項に定める支払順位に従う。

12. 種類株主総会の決議

- (1) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または 定款に別段の定めがある場合を除き、譲渡制限種類株主を構成員とする種類株 主総会の決議を要しない。
- (2) 定款第14条の規定は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集される種類 株主総会にこれを準用する。
- (3) 定款第 13 条、第 15 条、第 16 条第 1 項及び第 17 条の規定は、種類株主総会に これを準用する。
- (4) 定款第 16 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

13. 株式の分割または併合等

- (1) 当社は、株式の分割または株式の併合をするときは、普通株式および譲渡制限 種類株式ごとに同時に同一の割合でする。
- (2) 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、譲渡制限種類株主には譲渡制限種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- (3) 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、 普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、譲渡 制限種類株主には譲渡制限種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける 権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- (4) 当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、譲渡制限種類株主には譲渡制限種類株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合でする。
- (5) 当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、譲渡制限種類株主には譲渡制限種

類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合でする。

14. 優先順位

- (1) A 種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A 種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第2順位(それらの間では同順位かつ同額とする。)とする。
- (2) A 種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A 種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第2順位(それらの間では同順位かつ同額とする。)とする。

15. 单元株式数

当社の普通株式および譲渡制限種類株式の単元株式数は 100 株とし、A 種優先株式の単元株式数は 1 株とする。

以上

A 種優先株式発行要項

1. 種類株式の名称

株式会社新日本建物 A 種優先株式

(以下「A 種優先株式」という。)

2. 募集株式の種類および数

A 種優先株式 599 株

3. 募集株式の払込金額

募集株式1株につき1,000,000円

4. 募集株式の払込金額の総額

599,000,000 円

5. 出資の目的とする財産の内容および価額

出資の目的とする財産の内容および価額については、臨時株主総会決議後開催される 取締役会において決議する。

6. 給付期日

2010年12月22日

7. 増加する資本金および資本準備金

資本金 299,500,000 円 (1 株につき 500,000 円)

資本準備金 299,500,000 円 (1 株につき 500,000 円)

8. 発行方法

第三者割当の方法により、下記の者に以下のとおり割り当てる。

株式会社関西アーバン銀行 421 株

株式会社りそな銀行 114 株

株式会社武蔵野銀行 37 株

株式会社東日本銀行 27 株

9. 剰余金の配当

(1) A 種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、A 種優先株式を有する株主(以下「A 種優先株主」という。)または A 種優先株式の登録株式質権者(以下「A 種優先登録株式質権者」という。)に対し、第 16 項(1)の定める支払順位に従い、A 種優先株式 1 株につき下記(2)に定める額の金銭(以下「A 種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定める A 種優先中間配当金を支払ったときは、当該 A 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) A 種優先配当金の額

A 種優先配当金の額は、1,000,000 円に、それぞれの事業年度毎に下記の年率を乗じて算出した額とする。

記

2011年3月期から2018年3月期までの間=0%

2019年3月期以降=0.3%

(3) A 種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対し、第 16 項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の 2 分の 1 を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「A 種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。

(4) 非累積条項

A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対して支払う A 種優先株式 1 株当 たりの剰余金の配当の額が A 種優先配当金の額に達しないときであっても、その A 種優先株式 1 株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対しては、A 種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

10. 残余財産の分配

(1) A 種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第16項(2)の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、1,000,000円を支払う。

(2) 非参加条項

A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

11. 議決権

A 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

12. 普通株式を対価とする取得請求権

A 種優先株主は、2018 年 4 月 1 日以降 2028 年 3 月 31 日 (同日を含む。)までの間 (以下「A 種転換請求期間」という。)いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する A 種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は A 種優先株主が取得の請求をした A 種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該 A 種優先株主に対して交付するものとする。

(1) A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる A 種優先株式の数に 1,000,000 円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得価額

当初取得価額は、52円とする。

(3) 取得価額の修正

A 種優先株主が転換請求をする場合、取得価額は、当該転換請求日における時価 (以下に定義される。)の90%(円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する額に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する額(但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、修正後取得価額が当初取得価額の 1000%に相当する額(但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。転換請求日における時価は、各転換請求日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(以下、本(3)において「時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。なお、時価算定期間の開始日以降、転換請求日(同日を含む。)までの間に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額等の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり下限取得価額および上限取得価額(以下「取得価額等」という。)を調整する。但し、 本(4)は、現に A 種優先株式を発行している場合に限り適用される。
 - ①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

調整後取得価額等 = 調整前取得価額等 × 分割前発行済普通株式数 分割後発行済普通株式数

調整後取得価額等は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該 基準日)の翌日以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日を もって次の算式により、取得価額等を調整する。

調整後取得価額等 = 調整前取得価額等 ×

併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

③下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額等調整式」という。)により取得価額等を調整する。調整後取得価額等は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

新たに発行する普通株式の数×1株当たり払込金額 (発行済普通株式の数-当社が保有 する普通株式の数) + 普通株式1株当たりの時価

調整後取得価額等=調整前取得価額等×

(発行済普通株式の数-当社が保有する普通株式の数) +新たに発行する普通株式の数

④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処

分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額等とする。調整後取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

- ⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株 当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資され る財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る 価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行 する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権 の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新 株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本 ⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行さ れる新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株 式が交付されたものとみなし、取得価額等調整式において「1株当たり 払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予 約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計 額を使用して計算される額を、調整後取得価額等とする。調整後取得価 額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当て の場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合 にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額等の調 整は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員に対して ストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約 権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社は A 種優先株主および A 種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額等、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額等の調整を適切に行うものとする。
 - ①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して

有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取 得価額等の調整を必要とするとき。

- ②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額等の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額等調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額等を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (e) 取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額等と調整前取 得価額等との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額等の調整はこれ を行わない。

13. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、A 種転換請求期間中に取得請求のなかった A 種優先株式の全部を、A 種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「強制転換日」という。)が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる A 種優先株式を取得するのと引換えに、かかる A 種優先株式の数に1,000,000 円を乗じて得られる額を、A 種転換請求期間の末日に A 種優先株主が転換請求をしたものとみなして修正後取得価額として計算される額で除して得られる数の普通株式を A 種優先株主に対して交付するものとする。A 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。

14. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。) が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A種優 先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる A 種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額(以下「強制償還価額」 という。)の金銭を A 種優先株主に対して交付するものとする。なお、A 種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、A 種優先株式1株につき、1,000,000円とする。

15. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A 種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は、A 種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

16. 優先順位

- (1) A 種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A 種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第2順位(それらの間では同順位かつ同額とする。)とする。
- (2) A 種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A 種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第2順位(それらの間では同順位かつ同額とする。)とする。

17. 单元株式数

当社の普通株式および譲渡制限種類株式の単元株式数は 100 株とし、A 種優先株式の 単元株式数は 1 株とする。

18. 取得請求権の行使制限

(1) A種優先株主は、第12項に定められた取得請求権(以下「本取得請求権」という。)を行使しようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる当社の普通株式数(以下「行使数量」という。)が給付期日時点における当社の上場株式数(株式会社大阪証券取引所が給付期日時点に公表している直近の上場株式数をいい、給付期日後において株式の分割、併合または無償割当てが行われた場合は、上場株式数に公正かつ合理的な調整を行う。以下同じ。)の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る本取得請求

権の行使(以下「制限超過行使」という。)を行うことはできず、A 種優先株主 および当社は、以下のとおり誓約する。

- (a) A 種優先株主は、制限超過行使を行わないことに同意し、本取得請求権の 行使に当たっては、あらかじめ、当社に対し、当該本取得請求権の行使が 制限超過行使に該当しないかについて確認を行うものとする。
- (b) A 種優先株主は、A 種優先株式を第三者に譲渡する場合には、あらかじめ 譲渡先となる者に対して、当社との間で上記(a)の内容および譲渡先とな る者がさらに第三者に譲渡する場合にも同様の内容を約させることを約 させるものとする。
- (c) 当社は、前号の譲渡先となる者との間で、上記(a)の内容および譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも同様の内容を約させることを約するものとする。
- (2) 本項(1)(a)の確認に際しては、A 種優先株主は、当社に対し、別途定める様式による書面または両当事者が適宜合意する方法により、行使に係る本取得請求権の数および権利行使希望日を明示して通知し、当社は、A 種優先株主に対し、権利行使希望日の前営業日までに、別途定める様式による書面または両当事者が適宜合意する方法により、制限超過行使に該当するか否かを回答するものとする。かかる確認において、当社は、回答時点において、当社が把握する暦月の行使数量の累積等に基づいて制限超過行使に該当するか否かを判断すれば足りるものとし、A 種優先株主は、当社の回答を前提とすることができる。
- (3) 本項(1)に規定する行使数量について、次の(a)または(b)に該当する場合は当該 各号に定めるところにより計算するものとする。なお、本(3)において MSCB 等 とは、株式会社大阪証券取引所作成に係る「企業行動に関する規範の取扱い」 2 第1項に定める意味を有する。
 - (a) 本取得請求権を複数の者で保有している場合 当該複数の者による本取得請求権の行使数量を合算する。
 - (b) 本取得請求権以外に当社が発行する別の MSCB 等で新株予約権または取得 請求権(以下「新株予約権等」という。) を行使することができる期間が 重複するもの(以下「別回号 MSCB 等」という。) がある場合 本取得請求権と当該別回号 MSCB 等の新株予約権等の行使数量を合算する。

- (4) 本項(1)の規定にかかわらず、A 種優先株主は、次の各号に定める期間または場合において、制限超過行使を行うことができるものとする。
 - (a) 当社の普通株式が上場廃止となる合併、株式交換および株式移転等(以下「合併等」という。)が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時または当該合併等がなされないことが公表された時までの間
 - (b) 当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了 した時または中止されることが公表された時までの間
 - (c) 取引所金融商品市場において当社の普通株式が監理銘柄または整理銘柄 に指定された時から当該指定が解除されるまでの間
 - (d) 本取得請求権の行使価額が発行決議日(A種優先株式の発行のための当社の取締役会の決議の日をいう。)の株式会社大阪証券取引所の売買立会における当社の普通株式の終値以上の場合
 - (e) 本取得請求権の行使期間 (第12項において定めるA種転換請求期間をいう。)の最終2ヶ月間

以上